

- 但シ御召吳服類、竝家從其外迄、御配當代銀、其他御小納戸入目、一ケ年分、引當テ右之通
- 一同 四貫貳百目 但シ鴻城御越、其外御歩行入目、同斷
- 一同 七貫七百八拾八匁 但シ御膳料魚野菜、其外調進方入目、同斷
- 一同 貳貫六百七拾目 但シ御前蠟並御次、同、同斷
- 一同 四貫四百參拾五匁 但シ御同斷、油並御次トモ、同斷
- 一同 四貫參百五拾目 但シ御同斷、炭代其外、同斷
- 一同 參貫七百四拾四匁 但シ御風呂屋、其外薪代同斷
- 一同 臺貫目 但シ御召草履四百足之代、同斷
- 一同 貳百四拾目 但シ御重六拾足之代、同斷
- 一同 百貳拾目 但シ並同八拾足之代、同斷
- 一同 百貳拾目 但シ御供草履貳百四拾足之代、同斷
- 一米五石 但シ御膳米、同斷
- 一札銀 五百目 但シ諸詰所土瓶其小々古規替物御買上代
- 一米 拾貳石 但シ卒族御番飯米同斷

- 一札銀 七百貳匁 但シ同茶代同斷
- 米拾七石
- 一札銀七拾九貫八百六拾九匁
- 朱書ニ
- 米拾八石貳斗六升餘
- 銀拾參貫參百七拾五匁
- 右貳廉族御付中役給米銀引當テ尤從前之分右之通
- 同貳貫四百八拾四匁
- 右卒族中御心附銀同斷
- 右

興丸様御用度米銀、凡一ケ年分御積リ、前書之通御座候事
 此の頃兩七十目の相場であつたから、約一ケ年千百餘兩である。とにかく六七歳の幼児が、一日平均二十餘足の草履を踏み破る勘定になるから素晴らしい。
 因に、大名の日常生活に就ては、舊藩侯唯一の生存者、淺野長勳侯の談話を掲出して見よう。

(一) 淺野長勳侯の懷舊談

「舊藩政に於ては、禮節は非常に重んぜられたものであつて新年の儀式などは、最も嚴格なものであつた。元日二日三日四日と、日割が定まつて新年の禮を陳べに臣下が來るのであるが、千石以上のものは、皆な太刀馬代と稱へて青錢を麻繩に貫通して差出すのであるが、祿高に應じて差等がある。奏者番が、右の太刀馬代を前に置き、開き直つて何某と一々披露する。侍は悉く出るのであるが、知行高に應じて禮錢を出すのである。

禮錢の高にも差等がある。余は大廣間（一に金の間）に出て、座して禮を受けるのである。又た鎖の間より書院臺所に參列して居るものがある。これは書翰方列、徒士臺所奉行僧侶等が並んで居る。其の前を余が通過するのである。さうすると、奏者方が一々職名を呼上げるが、中には佛護寺塔頭十二坊などと云ふ妙な呼上げさへもあつたのである。

廣島藩の風俗は、甚だ溫和な方であつたと思ふ。家老と外の侍との關係は嚴重のものにして、家老と藩士が途中で出合つた駕籠に對して禮をするのであるが、家老も侍に對しては駕籠から下りて挨拶するのが例になつて居つた。然し家老に迷惑を掛けぬ爲め、多くは途中で出合はぬやうに避けたものである。

家老の権力は却々盛んなものであつた。余が通行する時は、以前は往來に向つた窓は締切りさせて、往來へは一人も出す事は出来なかつたものである。「這入れ這入れ」との掛聲で通行したものであるが、改革後には、往來に出て居ても差支はないが、「下に居れ下に居れ」の掛聲に依て皆が土下座をして居つた。

番所等に詰めて居る者があると、供頭から何の何某と披露さるゝ。さうすると「何某」と駕籠の中から聲を掛けるのである。格式の低いものになると、名を呼ばずして「出タカ」と聲を掛ける事がある。我藩の駕籠は、風雨の場合と雖も簾を常に上げて、四方が成る可く見えるやうになつて居つた。時には雨雪が駕籠の中まで吹込んで來る事もあつたが已むを得ない。供揃ひは前日に命ずる。明日何時に何處何處へ出ると、其の途筋も確定して觸出して置く。國へ入つて後は供廻は多くない。鎗長刀等を備へて居るが、供頭（百石以上の位）が全權を持つて居つた。江戸にあると供の人数が頗る多い。霞ヶ關の門を出て二重橋までつゞいて居る。故に通行の邪魔にならぬやうに、此の行列を一ノ切二ノ切といふ如く、同勢を割つて往來の人をして横切る事を許したのである。

昔は大名は遊びに何處へも往く事は出来ない。船に乗る事は一切出来ないから、隅田川に船を

浮べて遊ぶと云ふ事も出来ない。また芝居などを見物する事は一切出来ない。若し駕籠が興行場の前や遊女町の前を通る時は、駕籠を高く差上げて駈け出して通行する。此等の場所は汚れたる處として、急いで其の場所を通り抜ける意味なのである。

また大名と大名との途中にての出合は、却々面倒なものであつた。先手の歩行小姓が、先方の目印を見て披露する。たとへば上杉彈正大弼様、松平安藝守様と互に先方の名を呼上げて、双方の大名が目禮する。他藩のは引戸であるが、屋敷のは打上げから籠であるから、供頭が兼ねて籠が上つて居る故、籠に手をかけるのである。江戸には澤山の大名が居て其の家々の紋所目印をよく平常記憶して居らぬと間違うて大變であるから、先頭の歩行小姓は非常に心配して目印を記憶する事にして居た。

長袴を着けて登場する場合には、其の頃は股引だとか、ゾボンなどと云ふものはないから、長袴の裾を卷上げ膝頭をむき出しにして駕籠に乗つて居るのである。寒中などは却々寒いが仕方がない。併し大名自身は未だよいが、供の者は大變である。下馬先までは、供を立て、行くが、それから供が減する。下馬先で供廻りは主人の歸るのを待つて居らねばならぬ。が、野天に吳産を敷いて、それにチャシと座つて居る。雪が降つても仕方がない。影を崩さずしてチャシと待つて

居らねばならぬ。下馬先より中は、先箱一ツ、供頭一人、草履取一人だけである。將軍家の玄關に着くと、其の外に屋敷から廻した刀番があつて、之が長い方を預るのである。この刀番も、主人が退出するまで刀を持つて居らねばならぬ。却々辛い役目であつた。玄關に這入ると、只一人であつて供は居らぬ。長袴を長く下ろして通るのであるが、其處には御城坊主が居た。これに色々用事を頼む事がある。

大名の詰所では、大廊下詰の上の間が、三家三卿、尾張紀州水戸、田安清水一橋である。下の部屋が徳川家に縁故のもの、予の詰所は大廣間詰（松の間）であつて、其處には茶一つ出るではない、冬でも火鉢一つ置いてない。此の間に上杉、伊達、島津、毛利、山内、池田などと云ふ諸侯が端坐して居るのである。席に就く順序は、位階にあらず、官の順序であつた。中將、少將、侍従と云ふ風に順序が立てられて在つた。次の間には無官の四位、即ち四品のもものが就く事になつて居た。宇和島、津輕、其の他前田の分家（大聖寺、富山）等の席である。

毎月一日、十五日、二十八日に登城し、五節句には何れも登城したのであるが、大名に對して政治を諮問した事はない。ただ明治維新の前に當り、外交問題に就て各藩の意見を聞いたが、これは上表したのである。五節句の時には、時の將軍が高座に上つて、半分簾を垂れて居る。次の

間には老中が控へて、大名が出ると「安藝」と披露して平伏する。安藝守とは云はない、殆んど呼捨だ。これは三代將軍の時から、君臣の義を結んだのであるから詮方ない譯である。將軍家への献上物は、廣島から出た時は太刀馬代、國産品としては、鹽鮎、干海鼠、杉原奉書、西條柿等であつた。

參親交代は隔年一度であるが、場合に依つては詰越したこともある。正妻は江戸に置いて、國へ連れて行くことは出来ない。全く人質にされた形である。執用人位の外は、妻との面會は許されて居ない。且つ隣國と結婚することの出来ない掟であり、福山へ養子にやつたりしたのは、維新前、世の亂れかけた時であつた。此等は幕府の政策上、隣國と餘り親密にせぬやうにしたものである。

夫婦關係は頗る嚴重で、妻の側には、老女及び若年寄が常に附隨して居た。妻が里方の喪にかかつても決して喪に服せず、髪も立派に結び、化粧も施して、喪に服する様子は良人に見せぬやうにして居た。唯だ良人の居らぬ處で、心の喪に服する位である。また妻の父母が病氣に罹つても見舞に行くことはしない。現に予の妻の母に當る可き人が病氣の時、妻を見舞に出さうとしても山内家の方から堅く斷つて來た。苟も一度嫁にやつた以上は其の良人が大切であるから、母の病

氣でも見舞に來る必要はないと云ふのである。そこで予が妻を連れて見舞に行くと云ふ事になれば、許すのである。跡から予も往くから先に行けと云つて、半日位先きへ出す位である。愈々危篤と云ふ時に始めて一晩里方に泊らせた。斯かる氣風は一般の藩に於てもさうであつたらうと思ふ。

次に參親交代の時の道中が大變である。宿屋は陣屋立である故に本陣と云ふのである。武器を備へ付けて夜でも寝ないのが原則であるから、次の間で小姓が本を聲高に讀んで居る。それが八ヶ間敷くて寝られるものではない。一人も寝て居らぬことを態々世間へ示す爲に斯様な形式をするのである。

本陣は一驛悉く借切りである。標札を建て、仕舞ふ。旅人は一切其の驛に入る事は出来ない。「松平安藝守泊」とあれば、棒外れで宿泊するより外ない。棒外れと云ふのは、たとへば小田原に泊るとすれば、小田原驛の入口から箱根山の近傍まで、人家のつゞく限りの果てに棒を打つのである。此の宿の定めは、一年前役人が往つて他の大名と落ち合はぬやうに定めて置くのである。

それから食事が頗るやかましい。献立は前日に黄金の板に書いて出すのが例になつて居るが、食事を採るに當つて、毎日平均して食はぬと甚だ面倒が起る。飯を一杯でも少く食ふと、不調法

がなかつたかど聞きに来る。又醫者に見せると云ふ事になる。故に、多く食ひたくても食へず、少く食ひたくても食へぬ。毎日平均を取つて食はねばならぬ。それが心配である。また食物の中に塵が落ちて居つたり、不都合なものが遣入つて居つたりすると大變である。或る時は鼠の糞が落ちて居た事もあるが、さうなると切腹ものである。塵が落ちて居ても免職である。故に左様な事があつた場合には、臣下を傷つけぬためにそれを隠さねばならぬ。これが却々心配である。小姓に見られても悪いし、甚だ困る場合がある。

料理の調達は、臺所奉行が責任を持つて居るのであるが、側詰が少しづつ食つて、毒味をしてから出すのである。側詰は毒味の役であるから、料理のよしあしに就ては一言も批評を加へるものではない。斯様に種々の手を経て来るから、汁物などは冷めたくなつて仕舞ふ。大名などは大層御馳走を食つて居るものと思ふであらうが、決してさうではない。儉約令が出ぬ前は一汁三菜であつたが、それ以後は一汁一菜と定つて居た。朝は焼味噌か豆腐位の類であつて、世の中で考へるやうな贅澤ものではない。

又親と一緒に食事をする時が甚だ困難である。親に面會する時には、親の胸間に眼を注いで居る事になつて居る。餘り屈すると憂の形になり、餘り反ると高ぶる形になるからだ。親の前で

は、決して敷物に坐する事を許さず、食事中は親の食ふのをよく氣をつけて、知れぬやうに見る。親より先へ飯を替へてはならぬ。親が飯を替へると、すぐに跡より出すと云ふ調子にせねばならぬ。親に何事でも心配かけてはならぬと云ふ主義から來て居るのである。親の處へ往つて始終手を突いて居るから、予の指先にはコブがこの通りに出來て居る。親の前で常に疊へ手をついで畏つて居たが爲めに、其の跡がこのやうに残つて居るのである。とにかく親に對する事は中々嚴重なものであつた。

次に重役を慰勞する意味に於て、毎年二度位、酒宴を催ふ事がある。別荘に於て馬に乗せたりして、其の後に酒宴になる。が、昔の酒宴は今と違つて膳が先に出て、飯を一杯食つてから酒が出るのである。酒宴を開くときには打ちとけてやるのが例であつて、俗に無禮講と云ふが無禮講とて決して大騒ぎをするのではない。言語動作が平常より變るのが即ち無禮講で、臣下に一つ謠でも謠へよと云へば、平常の動作でないから、無禮講の意味になるのである。

それから風呂に入る時などが非常に困る。居間坊主が湯の世話をするのであるが、此の坊主は直接口答への出來ぬ資格のものであるから、言葉をかけることが出來ない。自分からも口を出すこともならぬ。小姓が湯殿迄ついて來るのであるが、湯が熱くても其の坊主にうめよと云ふ命令

が下されぬ。唯だ口の中で獨言のやうに「熱い〜」と云つて居る。さうすると坊主が小姓の處へ往つて、何か御用の様で御座ると云ふと、小姓が始めて来て、何か御用かと承る。そこで「湯が熱いからうめよ」と命するのである。さうして小姓が坊主に湯をうめさせる。其の間、用向は互によく解つて居るのであるが、形式が嚴重であるから一々それを踏んで何事もはかどらぬのだ。寒中でも裸の儘、湯の調節が出来るまで立つて居らねばならぬやうな事さへある。

小姓などと云ふ役目も中々骨の折れたもので、小姓になる時は誓紙血判をして、側の事は一切他言せぬと契つたのである。勤役中は親族等へも決して往く事は出来ない。これは内密の漏れるのを防ぐので、また予の寝て居る居間には、二人づゝ交代で小姓が詰めて正坐して守つて居たが、其の間、物を云ふことは愚か、咳一つすることも出来ぬ。これは武家であるから、絶えず陣中に在るの心持であつたのである。

予の一生中、慶應三年十二月九日、王政復古の大號令を發せられた小御所の會議ほど感銘の深いものはなかつた。御前會議の有様を御咄すると、先づ正面には高御座に、孝明天皇出御あらせられ、親王及び公卿の役員（有栖川宮、山階宮、仁和寺宮、中山前大納言、正親町三條前大納言、中御門中納言等）は二の間、右側西向に衣冠にて丁列し、武家の役員（尾張前大納言、越前宰

相、島津少將、土佐前少將、安藝新少將等）は、左側東向に、これ亦た衣冠にて列を正す。三の間には、諸藩の重臣、肩衣にて之に列した。

爰に於て中山大納言より開會を宣せられ、暫らくは肅然と水を打つた如く、一言も發するものがなかつた。が、稍々あつて山内豊信進み出で、此の會議には徳川内府（慶喜）も之に列せしむべしと述べた。大原三位、異議を唱へ、徳川内府の眞意解し難きに依つて、出席は宜しからずと述べたのである。山内容堂は、前説を固く執つて激論に及び、陛下に對して不敬の言もあつたから岩倉具視卿、大喝一聲、其の不敬を叱責し、山内もそれを謝した。

そこで岩倉卿が自説を開陳し、予は島津少將と共に、其の説に賛同して論争した。各重臣は各々其の主人を援けて甲論乙駁、深更に及ぶも何時止むとも思へなかつた。で、中山大納言、一先づ休憩を命ぜられ、夫々引取つたが、此の時西郷隆盛は軍隊の任に當つて席には居らなかつた。が、薩土の激論を聞いて、唯だ之れあるのみと短刀を示したさうだ。予は休憩所へ退る時、岩倉卿に一室へ導かれ、薩土の軋轢から維新の盛業も水泡に歸せんことを恐れ、後藤象二郎を説諭せよ、と依頼された。

予は之を承諾し、其の旨を辻將曹に申聞け、直ちに後藤の休憩所に參つて説諭したが、容易に

聞き入れず、漸く會議の席上に於ては自説を述べぬと答へたから、豊信へも此の事を通ぜられん旨を約して復命し、再び御前會議を開き夫々議題を議了して首尾よく閉會した。然るに岩倉卿は又た予を別室に招かれて申さるゝには、會議も滞りなく済みたれど、薩土の軋轢に就て將來甚だ憂慮に堪へず、他の役員は皆な退出したけれども、予は差向ひで、終夜酒を飲み交はして互に前途の事を協議致した。其の時の食器たるや、田夫野人の用ゐる所の粗末な陶器で、其の肴は田作り、焼豆腐位に過ぎなかつた。酒も宮中に於ては用ゆることが出来ぬ事になつて居たので、吸物碗に入れ幾度も代へて飲んだ。當時、如何に朝廷の衰微して居たかと云ふことは、之れでも解つた。後年、岩倉卿は右大臣となられ、往時を忘れぬため余に同様な食器を贈られたので、今に大切に保存して居る。

明治二年二月、東上して天機奉伺に上つた時は御内儀に召され、終始官女の御給仕で酒饌を賜つたが、明治大帝には度々座を起たれ、天酌を下され、御前を退る際には、酔が一時に出たので前後を忘却し、人々に扶けられて霞ヶ關の藩邸に歸つた事もある。其の時數々の物を拜領致したが、殊に平常御愛翫あらせられた所の盆栽數種を賜つた、云々。」

(三) 鯨海醉侯山内容堂

醉擁美人樓の篇額を掲げ、一世を吞吐した鯨海醉侯山内容堂は、幕末の英主だつた。

「昔から大名の身代限りをした例々聞かず、予より之を始める」と、幕天席地、赤條々の狂態を盡くしたが、其の座右の銘が振つて居る。

朋友之接朋友、唯言肺肝耳。

一酒固不可缺、吾不言温之、欲留者、則非知己。

一女固不缺、吾必不擇醜美、以洒落爲要。

一客固可愛、而亦可厭也。

右三章、即吾家法也、非敢用洋法也。

六石先生自書

英雄首を回せば即ち神仙、箱崎田安邸、一萬三千餘坪の宏大なる庭園を買収して市民に公開しタヤスクは見せぬ屋敷をたゞ見せたトサ、或は舶來の箱馬車を驅り、朱髯奴の馭者を雇うて、江戸つ子の膽を奪つたのであつた。

酔うては枕す窈窕美人の膝、覺めては握る堂々天下の權——とは、鯨海醉侯の心境で、彈正臺へ「大名は料理屋に登り、藝妓を聘して差支なきや」と伺書を出して大西郷を煙に巻き、「まあ

考へても見られよ、豊太閤が天下を取つた時、蜂須賀は不問に附せられず、況んや太閤自身桶皮胴の一件がある。明治維新の綱紀肅正、先づ放蕩を盡くす容堂の首をはねざれば行はれぬ——ど、萬事この調子であつたから、政府も手を焼いて了つた。

柳橋の校書愛子を侍らせて、朝の十時から夜の十二時まで、玻璃杯を手にチビリくど飲み續けたと云ふから素晴らしい。明治五年の夏、愛子を伴れて箱根に避暑したが、或る日彼の女に「素麺を冷して来い」と命じた。愛子は退いて羅衣を脱ぎ、真裸になつて庭前の懸泉に身を浸し、鯉の溜登りとやつたから、鯨海酔侯、やんやと手を拍つて悦に入つた。その昔、有馬侯がガラス風呂に侍女を泳がせて人魚の舞を演じたと同巧異曲である。

とりまきの櫻川善孝、市川團十郎（川原崎權十郎）に勸進帳の能衣裳一切をくれてやり、お抱角力綾瀬川の化粧廻しに古渡珊瑚の流蘇をつけてやるなど、豪者の限りを盡くした。近侍の者が御世辭に「侯の書風は山陽そのまゝで御座ります」と云へば、忽ち痲癢を起して、愛蔵の山陽が新居帳で、既の壁を貼つて了つたなど、大名氣質が窺はれる。

箱崎の新邸が出来た時、一般市民に縦覽を許したが、二日目の事、二十五六の下町風の若い女房が晝夜帯でやつて来た。頗る附の美人で、英泉の浮世繪から抜け出したやうな艶かしさ、忽ち

酔侯の眼に止つた。そこで茶坊主二宮三敬に命じて、その町女房を招じ入れたが、夫ある身、おいそれとは背かなかつた。で、座右の銀瓶に二分金一分銀をぎつしり壞めて當座の引出物に賜つたが、翌日は満艦飾でやつて来た。でも飽き易すの惚れ易すで「やつぱり晝夜帯の方がよいのう」でダア。

其の頃已に第三期で、横濱の英醫アレキサンドルを聘して上下十八枚の齒を抜いたが、小用の度毎に漬縮緬の禪を仕替へたと云ふことである。かの長州櫻田邸に招待された時、飛ぶ鳥を落す勢の周布政之助に「汝ついで来い」と、便所の案内を頼んだ。周布は仕方なく御供をしたが、禪でも換へさせられてはと、ひやくして居た。が、「安心せい。一寸尻をひりに入つたまでぢや」流石は大名無作法な發砲はなされなかつた。

それから席書となつて、下手な瓢箪を描き、品川へ寄せては返す波枕ねやの思ひはわびしかるらん、と贊をした。「長門守は御存じあるまいが、此の邊ではこんなものが流行ります」と云つて、暗に女郎買の事を諷した。周布は愈々失禮なことをすると心中大いに憤慨して居たが、酒の肴に久坂玄瑞の詩吟を所望した。久坂は音吐高朗、歌謠に長じ、月明高履を穿つて三條橋上に放吟すれば、兩岸の絃聲一時に止んで其の聲に聞き惚れたと云ふ極め付の咽喉だつた。

周布は玄瑞を小蔭に招んで秘かに謀し合せた。そこで海防僧月性の村田清風に贈つた長詩を吟じ初めたが、「廟堂諸老何遲疑」の一句に至つて俄かに聲を落した。周布はすかさず容堂を指して「侯亦廟堂の一諸老である」と其の模稜を罵つた。鯨海醉侯忿然として色を作り、駕籠を命じて立ち去つた。——とは、舊長州藩の御留守居役小幡彦七翁の懷舊談である。

これがため、周布は御咎を蒙つて御殿山外館焼打の騒動には、土藩の小南五郎右衛門を表使者に、山田獨眼龍、板桓退助等の血氣壯んな連中が、政之助の首所望に押しかけて來た。が、世子元徳、自ら出て應接し、遂に姓名を麻田公輔と改めさせて差汰止みとなつた。後年蛤御門の變に責を引いて自殺したが、其の遺子公平(貴族院議員男爵)を召して、容堂侯は往時を追懐したと云ふ。

明治五年六月、鯨海醉侯亦た玻璃杯を手にする能はず、白玉樓中の人となつた。が、御大名で侯程氣隨氣儘な一生を畢つた者も尠なかつたのである。

お留守居役の話

御留守居役と云ふのは文字通り皆留守居だが、一體本當の意味は、寄組の御家老が殿様の御歸國になつて居る間詰めて居る。それが御留守居なので外向そとむきの事をする公儀人、と云つても餘所では分らぬから、皆連名で御留守居役と書いたもので、云はゞ外務官の事さ。

色々話もあるが一寸云へば、殿様の御官位の御昇進になるやうにするのは皆公儀人の働きで、御老中の所へ往つたり又は御側公用人とか御祐筆組頭とか幕府の樞要な所へ往つて頼む、つまり賄賂を使ふのぢや。

今日政商が要路の大官に賄賂請託するのと同巧異曲、利權だの買動と云ふ公然の秘密さ。だがそれは舊藩時代の常習事でな。勿論御老中などの所へは現金では不可ぬから、何ぞ三所物を持つて行く。三所物と云ふのは目貫に鍔に縁頭を云ふので、後藤の極上物を持つて行くとか又は名目だけで代金をやる。それには皆前から記録があつて夫々昔から極たぎりの物を持つて行く。例へば井

伊へは刀剣と硯、硯と云つても二三百兩する代物だ。それから御庭石一立とか金屏風一双、唯目録だけで現金を置いて歸ることもある。

とにかく幕府の樞要な位地にある人に何か内證の事を頼む時には、御祐筆組頭や御老中の用人を取込まねばならぬ。將を射んと欲すれば先づ馬を射よ、と云ふ筆法さ。それも御馳走政策と云ふ奴で役人の骨の固いのは猪牙に乗せる。まあ何處ぞへ一杯飲みに行かうぢやないか、と云つて他所へ連出すのぢや。

御留守居と云ふ役は、唯だ方々へ往つて暗雲に御機嫌をとつて、物を聞きさへすればそれで可いので、他の者は邸内から一人も往くことは出来ず、留守居ばかりでやるのだから随分勝手な眞似をしたものさ。今日二百兩要るとか三百兩持つて往かなければならぬ、と云つたわけで、各々懐に入れて行く。いくら使つたか秘密なので勿論判らない。こんなよい役廻も一寸ないだらう。高々二百俵位の御祐筆が小大名の幕向をしたと云ふから、ばる方も寢覺の悪い程貪つたもんさ。

それから諸藩の交際も御留守居役同志でやるので、幕末には鴻門の會だのと云つて物騒な酒宴もあつた。それ大西郷が燭を提げてX毛を焼いたとか云ふ川長の精當で、薩長の暴れ者が斬るの突くのと角つき合つた話よ。大久保一藏は墨を差し上げ指で廻したと云ふぢやないか。其の頃長州

藩で飛ぶ鳥を落す勢の周布政之助が、山内容堂侯に小便の番をさせられたと云ふ始末。妾と混浴しながら御政務を断じた程の周布政之助も之れには冷々したと云ふことぢや。

何に吉原通ひの話をしてい？色懺悔と云ふ奴か、アハ、。恰度師走の十三日、御屋敷では煤拂の御祝儀が出る。晦日蕎麥に御酒が出てからは後はお定りの猥談と怪談さ。誰か、狸の糞丸八疊敷の話と晦日蕎麥の因縁を説いた。之れは餘談ぢやが、その理由を知つて居るかい。と云ふのは、金箔細工をする職人が延びがよいため狸の皮を使ふ。何も糞丸の皮が八疊敷になるわけではないが承知の通り金箔は吹けば飛ぶやうな軽いもの、ハクシヨイ、嘘一つしても不可ぬぞ。で、その金箔をかき集めるのに蕎麥粉を使ふ。だから商人が晦日に蕎麥を喰つて金をかき集めるために掛け取りの縁起を祝ふのぢや。どうだい、狸の糞丸と八疊敷の因縁は、閑話休題。

それが済むと血氣の連中どうしても吉原の化狸と寝ると云ふ。大門口五十軒の引手茶屋も今頃はもう閉つたと論じたが何條屈すべき。一騎當千の強兵、我も我もと辻駕籠宿駕籠は出拂つて亂暴な話よ。そう、アンボツを出させ——アンボツと云ふのは昔の御醫者さんの乗る切棒の駕籠の事さ——駕籠屋の亭主も、こんな姿で遊女屋へお出でになつては皆様の沽券にかゝる。第一吉原開闢以來ない圖で御座いますから切に御中止を、と諫めたが、まあ、やれと押し込んだ。

馴染の茶屋へ肩を下させると「御醫者様を呼んだ覚えはない」と云ふ口状、駕籠の中から「俺だ
く」と首を出す。「まあ」狸の化物かと怪しまれたわけさ。それで財布が八疊敷に延びれば何ん
でもなかつたが、狸の零丸片握り（大晦日の雑水）しみつたれた盛りかけ一杯と云ふ咄で落ちよ。
然し何と云つても御維新前後は、上方ちや酒も女も今に彼方の方が安くて上等と云ふぢやない
か。こんなとり止めもない話を牛の涎のやうにダラ／＼やるより、一つわしの日記でも見てくれ。
文久二年八月十五日 曇

幕方より曙茶屋江六翁其外被行候由に付跡を追ふ園街の藝妓山猫とも殆二十人に及ぶ内年間鶴
三衆に秀三絃謠聲共に工なり山猫之内お竹と號する物容貌稍美なり、轉法輪と號するは其冠を付
たる貌、似たるに於てなり。

初更過各分散、六翁に隨ひ白川橋筋を通り聖護院之森に到り海仙翁を訪ふ。其路に而見月に朦
朧として返而望よし。翁家の門前に至る。門既に閉たり。一兩聲呼返せば即ち少女小門を開き入る。
翁正に寢に就んとす。大に喜び樓を開き先茶菓子を出す。夫より三樹之藝妓三人を呼ぶ。一名菊江
好三絃歌唱一名小藤上に同じ容貌尋常一少妓名玉松年十三四面貌絶美好舞及大鼓於此又開
宴、鮮美滿矛綠酒滿樽三五酬酌之後二妓彈三絃而歌ふ。

歌に隨ひ舞袖變遷眼光燦々搖金扇實絶美觀なり。曲目梅の春明女太夫、先與曙保野妓四人連
袖舞者比勝數百等なり。不覺移更聞鷄鳴驚而脩齊歸裝寓に歸る已に五更今日之遊實に傲遊
なり。記して他日の一笑に備ふ。

八月十二日 朝雨

四條南芝居江行外題うとふ物語木津川八景、嵐璃寛諸藝至極宜し。市川瀧十郎の奥方中村千之
助女房隨分宜し。離別之段人を泣かしむ。嵐輪歌太夫氣量至而宜し。嵐徳三郎愛らし。三樹梅舍
藝隨分宜し。淺尾奥山千槍至而宜し。歸る時初更過なり。

八月廿六日 曇時々雨

曉小便頻數少々熱氣有之痲疾氣味頭痛少々四足たるし

九月十六日 晴夕曇

晝より御庭にて角力地取有之二同來り見る。

取組 行司木村庄

- ◎立浪島崎 岩木山◎岩海 岩川◎大井川◎吉野川 淀川 ○小湊 ○溜柳
- 千草山○濱ヶ崎 大勇○山分 ○田子浦 丸山 ○飛龍 稻川

毎日物見遊山に長夜の宴を張つて居たのぢや。が、「下駄が三分で大小が二朱で女迷はす一橋」と唱はれた幕府の士からは淺黄裏とか勤番者と嘲笑された所謂新五左日記——もう、この位でよからう。それにつけても周布政之助と云ふ男は豪傑ぢやつたよ。

例の伊藤、井上と洋行した遠藤謹助の兄貴に多一郎と云ふ石部金吉があつての。京都の御留守居になつて、國許から上つて來た。「あいつは極く謹直な奴だから、一つ荒肝を取つてやらうぢやないか」てなわけで、料理屋——長州の定宿だつた繩手三條左入角の魚品へ行き「お前も己も一番美しい藝者を側に座らせて置かう。そして遠藤が二階へ上つて來る時分に二人共女の首に抱きついて接吻して居らうぢやないか——其の位のことをして見せにや、田舎から出て來た許りで眼を醒さぬ」と、早速呼びに遣つた。

遠藤は聽て騎馬提灯を提げて羽織袴でやつて來たが、馬鹿丁寧に敷居の外に固くなつて畏つて居た。キヨロ／＼晝狐見たいな恰好で此の有様を眺めながら、手を突いて御辭儀をした。周布はつと立つて「まあ手を突かんでもよい。一體汝ア田舎者だからどうもならぬ。野暮臭い挨拶は抜きにして、まあ一杯やれ、そして此の中のどれなり美しい女と雜魚寝をするのぢや」とう／＼無理強ひに女と一緒に押込んだが、夜半になつて彷彿の體で脱げて了つた。

御維新にならぬ前に蛤御門の一件から切腹して死んだが、木戸等の先輩であり、遺子の公平が神奈川縣知事から貴族院議員になつた。とにかく周布政之助は長州一の人物ぢやつたよ。大層睨みの利く男でな、横濱の英九番館で初めて寫眞を撮つた時「男子と云ふ者は先方に精神を貫徹させるため、かうしなけりやよく寫らぬ」と機械を睨み返して居たが、飛んだヒョットコ面に寫つて居たよ。アハハ……明治政府になつてからも色々珍談奇談もあるが、今日はまあこの位で勘辨してくれ。

筆者曰く、以上は長州藩のお留守居役小幡彦七翁の談話を蒸し返したもの、地下の苦樂翁もさぞ微笑して居るだらう。

古老旅の思ひ出話

本稿は當年七十餘歳の村田峯次郎翁が、昔の旅の思ひ出話をされたもの。博覽強記の翁が、御維新前の道中を面白く物語られて居る。が、文責は勿論筆者にあるので豫め諒承を乞ふ。

(一) 政策のあつた五十三次

随分昔から旅を好む人も多いが、そのうち一番興味のあるのは東海道です。維新前後度々あちこち歩いた私は、古い人から色々旅行話を聞かされたり書いたものを見せて貰つて、昔懐かしい氣持がするので、一つ其の時分の思ひ出話をして見ませう。

五十三次は御承知のやうに京都から始まり、(昔は皇居が彼方にあつたから京都より下り)日本橋迄の間が五十三次(出發驛と到着驛を除けて中が五十三次になつて居た。)——所謂東海道の方は百二十四里十五町でありました。木曾路の方は百三十五里十一町と出て居りますが、僅か許りの違ひと思はれます。是は古い時代ごの本を見ましても、皆不破の關を経て來るのが東海道の本筋でございます。學校の教科書にもなつて居る太平記の俊基朝臣東下り、等を見ましても其の

通りです。

然るに慶長五年關ヶ原の合戦から後は、あの地方を武家に往來させぬことにしたので、俄かに迂廻することになりました。それは徳川のために關ヶ原を通らせると何かしら回想するので、見せなければよいと云つたやうな趣旨でありました。で、草津から岐れて伊勢路に入り、大變遠方を廻つて來るやうに變更されたのです。是では尾張へ出た時にどうするかと云ふと、尾張も實に豊臣氏の發生の地でありますから、之を見て何か考を起してはならぬので船へ乗つて熱田へ渡り、それから早く三河路へ入るやうにしなければならぬと云ふので、七里の間船渡しをするやうに變更されたのである。

是れは當時の政策であつたと見えて、強ち通さぬとか何とか妙なことを云つてはいけぬと云ふので、届さへすれば美濃路を通つても宜しかつた。が、美濃路を通つても宜しかつたが美濃路は寂寥な宿驛になつて居たので、煩雜を避けるとか何とか餘り厄介のない手からの人が通りました。けれども便利を考へる人があつて見れば、伊勢路は非常な便利で自然其の方を通りたがるやうに仕組んである。

第一宿屋に泊つても非常に具合が好かつた。魚も澤山あり景色も好いし、伊勢の方は色々便宜

が許されて居ました。殊に伊勢参宮に行く人には、自由に遊ばせる爲に東海道では餘り見掛けぬ所の三寶荒神のやうなものが、皆伊勢路の方に出來たと云ふやうな都合でありまして、伊勢路の道中はなかく樂しかつたものです。

(二) 立場茶屋

東海道膝栗毛に「ものゝ名も所によりて變るなり江戸の戸棚は伊勢の据風呂」と言つて、伊勢路へ行つて泊ると膝栗毛にある昔話が今に残つて居ります。其の時分は道中は難儀なものにしてあり、諺にも「可愛い子には旅をさせろ」と言つて、世の中の辛い事の引合に出してあつた。

遠方の國々から江戸へ参る長州の藩主の往來も片道三十日かゝりました。殊に東海道の大井川の川止が不意に起ると、尙餘程多くの日數が掛つたことも途中である。旅に出る時は水盃をして再び逢へるかどうか分らぬ、と云ふことであつたのであります。

武家の旅行と云ふものは兩刀を差して居るだけに權力があつた。武家でない人の旅行は頗る迷惑千萬でありまして、道中で氣毒にも勝手次第に苛められたものです。それで古い時分の旅行記を見ますと、出立をする時には色々道中の安全を祈つたが、例へば、

庭中のあすはの神に小柴さし あはれ祝はむ歸り來るまで

定めえし旅立つ日どりよしあしは 思ひたつ日を吉日とせむ

此の二首を口の中で繰返して唱へ、旅行に出れば途中で怪我がない。と云ふやうなことを申ししたが、旅立をするのでも今と違つて中々道中が骨折れますから、朝早く立つ。多くは夜立ちで、唄にもあります通り「お江戸日本橋七つ立ち」と云ふ曉七つ——今日の午前四時頃燈火を點けて「こちや高輪あかり消す」と云ふ文句の次第になります。

高輪には大木戸があつてそれから市外になる。町外れで牛車馬車の車宿が多かつた爲めに、車町と云ふ町名が残つて居ります。此の萬清なるものが、矢張り昔の立場茶屋でありました。是は日本橋から品川まで一宿の間と見積りましても、駕籠を擔ぐとか重い荷物を擔いで行くのは中々體が疲れるので、此の邊で一息入れる——息杖と稱して荷を擔いだ杖を差して一息する所を立場と云ひました。

それからお茶を飲むと云ふのもお茶に念が入つて、立つて居つたのではいかぬと云ふので、腰を掛けるやうになつて座敷もなければ息もつけぬと云ふので、立場も追々進んで來た。それが見送り茶屋となつて此の邊まで懇意な者が送つて來て、一杯やつて別れたものです。鮫洲の川崎屋とか川崎の萬年屋と云ふのも立場茶屋だつた。杜甫の詩句に「鷄聲茅店月、人跡板橋霜」とある

は、如何にも昔の旅行をする有様を現したものです。

(三) 赤坂一ツ木

私ども小供ながら能く御維新前、朝早く起されて旅立しましたが未だ夜は明けぬので、お月様が残つて居ると云ふやうなことが今も未だ頭に残つて居て、如何にもさうであつたと云ふことはつきり思ひ出せます。

往來をしまするに人が歩く駕籠を出すとか、馬に乗るとか荷物を馬に積ませるとか人足の肩を籍りて荷を運ぶとか、随分厄介な旅行をせねばならぬのであります。東京市中にも名前が残つて居りますが、傳馬町とか南傳馬町、大傳馬町、小傳馬町、即ち傳馬、是は驛傳の馬糞と云ふのを省略して傳馬と申したのであります。が、江戸の古いことを書いたもの、中にも赤坂の一ツ木と云ふところは、元來人足を繼ぐべき場所であつた。また傳馬町と云ふのは馬糞で外の宿驛から来る人足を繼ぐ——人を繼ぐと記いて一ツ木となつたのであります。

荷を運ぶにも昔は長い日数が掛りますし、旅をするに一寸は歸れませぬから、随分寢着其の他不用のものまでも持つて荷が嵩む譯でございます。明け荷と云ふものがあつて是は途中で入用の時にあけるもので、或は東海道などでは向ふを出る時には草津で荷を改められた。それ

からまた品川で荷を改められて、別にやかましい事變のない時はそれで済みますが、事件のあるときには中を調べられる。あの葛籠とか明け荷皮籠等と云ふものは、葛籠行李は圓波の方から拵へて出すから圓波行李、圓波葛籠と書いたものがあります。

また挾箱、是は今でも方々に残つて居ります。挾文庫と云ふのは板の間に挾んでそれを擔いで歩いたものです。是が挾箱になると大分嵩も張る。自分で一寸輕便に提げて歩くと云ふことが出来ぬのであります。馬などの後に付けて行く。後付けと云つて長い刀を入れて乗掛馬の鞍壺の後部に括り付けて行くと云ふ。行李と云ふものは便利なもので、今日でも澤山人が使つて居りますが、即ち便利な鐵道に頼むと何貫目まではかうしてやるとか、何斤以上はどうするかと云ふ事がありますが、尤も馬を出して大きな荷物を背負はせる。

本馬と云ふと、それは一駄に三十六貫、乗掛下と云つて其の上の人に人の乗つて行けるやつは十貫目とか、重いのは十八貫目位であります。輕尻あぶ附三貫目若くは六貫目、あぶ附と云ふことが古い道中案内書には書いてあります。後世でもあぶつきと極く分りよく假名で書いてありますが、あぶつきと云ふのはどう云ふことか存じませぬ。

(四) 三度飛脚、七里飛脚

人足は五貫目許りの物を持つて歩く、之れが定まりであります。道中で繁昌したのは飛脚で、早便をするのである。俗に三度笠と云ふのがありますが、三度飛脚が頭に被る笠であるからさう申します。是は一ヶ月に上中下旬と三度に定めてやるのである。また定飛脚が極つて居て、普通の飛脚は、大抵町人の商用飛脚、それから御用飛脚と云ふのが官用です。

餘程急用なのは特別に仕出すのもありますが、三度飛脚が多かつたと見えます。書いた物には大抵さうなつて居て、町では又六組飛脚と云ふのがありました。是は方々何組々々に分れたのであります。

それから三度飛脚を仕出し七里飛脚と云ふのもあつた。幕府の尾張、紀州と云ふやうな所では七里毎に飛脚を置いて其處から出したのです。私共は舊藩の色々な飛脚のことを書いたものを見ると、先づ郷里の萩から江戸まで二百七十里半あつた。其の中で早飛脚と云ふのがあつた。他所のことは知りませぬが、一つ時に走りますのが、今日の二時間に一里半三町三十間走りますが、早飛脚の方は二里九町走りました。それがどう云ふ風に行くのかと申しますと、さう早く走つては二百七十里半を行くことは出来ませんから、まあ普通より少し早く走る位のものでせう。通し飛脚、繼飛脚は御承知のやうに、所々で繼いで行くので、大切なものは通し飛脚で一人の人間が

落着く先まで届けると云ふのでありまして、身體相應な物を其の飛脚に依つて運ぶのである。で、多く飛脚に頼むのは書狀でございます。

摺狀すりじやうと云ふ事が書いてありますが、是は三度飛脚の便に依つて出す書狀の中に特別なものを扱ふ。それより引抜いて扱ふのを特別便と云ふのであります。是は飛脚賃を餘計出すものと思ふ。

日限通り必ず届けると云ふので餘程特別の書留狀見たやうなものを、其の頃扱つたのでありませう。

古い時分のものに或は鎌倉時代に、鎌倉から京都へ七日の飛脚を差出したとか、馬で早打と云ふのが四日で行つたと書いてある。是は一定する譯にも参りませぬが、唐人の詩に如何にもさう云ふ飛脚に手紙でも頼んだらうと思はれるのに、斯う云ふものがあります。「洛陽城裏見秋風」欲作家書意萬重、復恐匆匆說不盡 行人臨發又開封」一寸待つてくれ手紙を頼んだけれど、その中に書き忘れたことがあると云つて、ちやんと封をしたのを又開けて何か書き添へると云ふ。如何にも旅の飛脚に手紙を頼むと云ふときの模様であります。

(五) 槍持たぬ武士手形出せ

東海道の関係のことは只今申しました桑名から熱田、即ち宮みやです。七里の渡船を渡るのと大井

川をあの川の中へ追込まれ、箱根の關所と荒井の關所で酷い目に遭はされる。

けれども武家の方は藩主の供でもして歩けば大勢ではあるし、何藩の何の守と云ふ諸侯の名前を書いた一寸札を立て居れば、是は無禮をして觸れることもありませんし、うつかりすると云ふと斬棄御免でやられるから、喧嘩した所で相手にならぬと云ふので、道中の悪い者も皆遠慮して居りますから、諸侯の列に加つて往來をした武士は安心氣樂であつたと思はれます。

武士以外の諸人はそれはどうも苦しめられたのであります。先づ江戸へ向つて入つて來る者は宜しいが、江戸の方から向ふへ向いて出る者は色々譯のある事ではありますが、是は嚴重でありますから、其の中にも、大名の供をして歩くとか云ふときには何の事もなく通れますが、さうでない者は武人でも昔の書いたものを見ますと、槍を立て、通る者は宜しいけれど、槍を持たぬ武士が通ると、それは手形を出さねばならぬ。

度々それに引掛つたもので、現に安政元年の頃、桂小五郎後の木戸孝允が相州宮田の陣屋に居つた時、齋藤篤信齋の紹介で伊豆の戸田浦に露國人の建造する船を見に行つた。これは露國のブーチャチン一行が難船した時のお話ですが、それを見て置かねばならぬと云ふことでありまして箱根の關所で通行手形がないので咎められた。江川太郎左衛門の所へ行く、相州の旅先から出

て來たと話したところが、通行手形がなければ通らせない。安政元年の時ですから何か藝術のある人なら其の藝をすれば通用出來た。

(六) 婦人の前までまくる

落語家講釋師でもやりますが、藝人が箱根の關所に參つて藝をやつて居るのを能く座興にやつて居ますが、それと同様に桂小五郎先生擊劍をやる。修業者ならそれをやつて見せると云ふことで、箱根の關の番所で擊劍の形を使つて見せたと云ふことであります。さうしたら、それなら宜しいと云ふ事で直ぐ通されました。さうでない者はやかましく、婦人などの往來するのは別して疑惑が多く、荒井とか箱根の關所では上り下り手形を出して、殊に婦人の前まで捲くつて見たやうであります。

それから武器殊に鐵砲即ち飛道具を運ぶのがやかましい。是は證文が要る。鐵砲改めと云ふものやかましかつたさうです。それで手形と云ふのは時に依ると切手と書いたのがあります。是は餘計な話ですが一寸申上げて置きたい。今日ではどうなつて居るか知りませぬが、經濟界にいろいろ手形とか切手とか唱へ方がありますが、古い手形と云ふのは斯う云ふものを出してやるから、どうぞ通してくれと云ふのが手形であります。

切手と云ふのは是は切取手形の略である。即ち割符であるとか切符であるとか、彼方にも控へがあつたのです。手形はさうでなく元のは手の形を押す。所謂押手の御手判、それがそんな厄介なことをして居るのでは間に合はず、書判を書いたが仕舞には印判でやることになつたのであります。古いものには能く途中のものに手形、切手と云ふものが書き分けてあつた。大井川の川越等はやかましい事であつたらうと思ひます。

幕府等の公用で歩く者は、御傳馬奉書と云ふパスを貰つて行く、何處でも遠慮なく歩ける。人足を直に徴發すると云ふ事も出来るのであります。近年は見掛けぬが繪符と云ふ、三つ葵の紋の付いた木符を荷物の先へ立て、行けば、皆御用を聞いて直に人足を出してくれることになつて居ました。

(七) 御茶壺人夫旅客を強請る

東海道で荷物を思ふやうに早く運ばないから、幕府の御用商人がいつも繪符を借りてドン／＼幕府風を吹かせて、商用荷物を運ばしたものであります。それから道中で威張るのに將軍の御茶壺——之が又旅行する人を中々苦めた。其の御茶壺の人夫共が旅客に強請をしたのであります。之が安政頃から大いに遠慮するやうになり、文久年間には尊攘論が非常に盛んになつたものです。

から、御茶壺の方が却て大名行列を除けて行くやうになりました。以前は御茶壺に對して武士等が避けて通り、普通旅客は土下座したものであります。

宿屋などは明治の初年迄も昔の餘波を留めて、大變面白いやうに思ひました。が、東海道にある宿屋は二百何十年か旅の客人を扱つて、能く馴れて居りましたので、今日ではあゝ云ふ宿屋は何所にも見られぬと思ふ。例へば夕方宿屋へ着きますと、客の來たのを見て直ぐ盥を出して、足を洗はせる。後の履物の處分、例へば足袋、脚絆と云ふやうなものは冬向きですと随分汚れるのであります。朝出發する迄には夜の間にもちやんと洗濯して綺麗に乾かしてある。

草鞋を履いて参りますと、其の紐が切れて居れば仕方がないが、紐をよく洗ふものと見えて綺麗にちやんと釣つてある。草鞋は乾かす譯には参りませぬが、きちんとよく世話をしてくれたものであります。

(八) 宿錢六錢二厘五毛

旅籠屋と云ふものは昔の話に依ると、旅の馬が喰ふものを入れる籠だと云ふが、又はたご即ち畠籠である。後には人間の旅行する用具を入れるのが旅籠であつたのです。

あの飼桶の宿へ行けば人を泊らせると云つた風になつて、旅籠賃は古くから安いものに極つて

居た。一口には申されませぬが、明治初年には一夜の泊賃は一朱即ち六錢二厘五毛、それから西南戦争で物價が高くなつたが、私共が箱根から小田原附近を泊つて歩いた時は二朱十二錢五厘で大變優遇してくれました。

今頃そんな處はとてありませんが、昔の旅行は錢勘定も鰹錢で「島田金谷は川のあい、お泊りならば泊らんせ、旅籠は鰹でお定り」と云つて鰹何文と云ふ。實に安い、それで十分な御馳走をしたのであります。「酒と肴で六百出せば氣儘」と云つた位、東海道中は贅澤な餘興でもせねばそんなに掛らなかつた。其の後人力車などが出来まして、最初高山幸助と云ふものが明治二年に造つたとあります。それを秋葉大助が改良して、長い間銀座に人力車店がありました。

(九) ヤツコ豆腐は串一本

又車夫は符牒詞（そとご）を使ふから之を覚えて置かねばならなかつた。古い反古（ほんご）を見て居たら改進黨新聞にこんなものがある。一錢はナジ、二錢はヂバ、三錢はヤミ、四錢はダリ、五錢はゲンコ、六錢はロンジ、七錢はセイナン、八錢はバントウ、九錢はキワ、十錢はドテ、廿錢はフリカン、卅錢はヤミカン、五十錢はフリ、一圓は大ヤリ、是は能く言はれたのであります。

私共もガクと云ふことを聴きましたが、多分二十五錢ぢやないかと思ひます。能く車夫が云ひ

ました。十返舎一九の膝栗毛にも「リヤン」とか「ゴウ」とか「ウメ」其の外「リヤンコ」と云ふものがある。座頭が川を渡る時「リヤン」と云ふのは二つだから、向ふの人と此方の二人で手を出してやるからリヤン拳と云ふ。

二本差した人をリヤンコ、一本差したのをヤツコ、今ヤツコ豆腐と云ふのは、必ず田樂（たが）に串を一本差して居たのである。ヤツコは仲間奴（ちゆうけんやつこ）で一本さす。主人公の武士は二本と云ふわけで、京の四季にも「二本差してもやはらかう、祇園豆腐の二軒茶屋」と云ふことがあります。又蒲焼は三本差すと云ふ風に色々變つて來ますが、其の時分は厄介なのは按摩です。明治初年頃私共宿屋へ泊つて居ると矢張この弊風があつた。

(一〇) 按摩、遊廓、床屋

按摩と云ふものは洵（まこと）にうるさいもので、今來たかと思ふと又後から來る。是は探偵の手先にも使はれて居た。其の次が遊女です。東海道の本筋には、うるさく來ませぬが、伊勢路へ掛ると實にうるさくて困つた。宿屋の番頭がお供をすると云ふから、何だと云ふと遊廓へ案内するのです。

それ等は皆幕府の犬だつた遺風で、後には東京市内にもこんなのがありました。其の外、理髮店も今日とは全然趣を異にして居ましたが、所謂床屋には武士は行きません。元來屋敷の中でお

互に髪を結び合ふから、勤番者が顔をあたり、月代を剃ると云つても、一つ違つて咽喉を抉られたら大變ですから行かなかつた。

たゞ仲間從僕の奴連中が年中屋敷へ飛び込むと云つた風に、床へ行きました。浮世床にも探偵の手先に使はれて人を御客様とも思はぬ威張りちらすのがあつた。徳川時代にはこの床屋が色々な世話を焼いたもので、今の理髪店とはすつかり様子が違ひます。

その頃旅行に和蘭燈心わらんたうしんと云ふものがあつた。是れはマツチのことで、宇和島の伊達宗城公から島津齊彬公に和蘭燈心三本を贈つたと云ふ記録もあります。天保年間青木周弼に宛てたものに「和蘭の燈心二本呈上仕り候誠に輕少」とある。其の頃又ブリキの辨當箱を持つて行つたら、大變珍らしがつてわざ／＼見物に來たと云ふ。

それから旅行用のゴロフクの羽織袴、私共幼少の頃はそれを身につけることが誠に贅澤なものに思へた。今日でも湯屋の三助が垢摺あかすりに使つて居る位ですが、觸つて見たものです。

(一一) 夜半女の忍び足

最後に京都の方の御話をします。いまでは變つたと思ひますが、京都へ行くと、明治の初年頃までは昔の名残があつた。

先づ御馳走が出ると東京流儀に遣れば、きつと縮尻る。例へば落し紙にしてもあの祇園の力どか中村屋等一流の家でもさうですが、便所に香を焚いて居ながら長年の習慣で落し紙の箱を置いて居る。京都人はケチであるから白い紙を唯使はない。小供の居る家では手習をしたのを一旦鼻紙に使ふ。それを乾して便所に使ふ。それも落しては値にならぬから汚れて居ても構はぬ、之を落し紙箱に入れる。金閣寺に行つても立派な雪隠ちやが、ちやんと之れが供へてあつた。之れは餘り鼻つまみものだが、向ふの人間は平氣です。それが段々と東京風に變つて行つたのであります。

もう一つ旅客が行つて驚くのは宿屋の行燈でした。是は明治八年のことですが、愈々寢靜まらうとすると、廊下でミシリ／＼音をさせて人が近寄つて來る。まさか盗人ではあるまいと用心して居ると、窺つと障子を開けて白粉臭い女が拔足差足やつて來た。訝しいことぢや、殊に依つたら美人の枕探しぢやないかと思つたら化猫のやうに行燈の灯を細くして歸つた。後で聞いて見ると、油を儉約するため客の寢靜まるを待つて燈心を一本抜いて行つたと云ふ。今日では電燈がいたから、そんなこともあるかと云ふ笑話ですむ。が、實に驚き入つた次第であります。之れで私の昔話も油が切れました。

幕末の旅費と遊興費

まへがき

金紋の先箱霞を縫うた大名行列、將軍の御茶壺にさへ土下座した幕府の盛時はともかく、西に響の音がした尊攘の幕末、所謂勘渡定格なる諸士の旅費手當が幾何であつたかと云ふことは、興味ある問題であらう。

廣重が繪に描いたやうな松並木を名物焼蛤の白煙、夢を一丸の膝栗毛に載せて舊長州藩の記録を吟味して見よう。

(一) 京都、大阪、長崎勘渡定格

(親任待遇) 一門八家 上下拾八人

總計 三拾九貫九百九拾八匁四分

但山口より京都迄往來一日拾里步貳拾四日二割

老中 上下拾貳人

貳拾五貫五百七拾九匁貳分

(勅任待遇) 若年寄以下 上下八人

拾四貫六百五拾九匁貳分

千石以上寄組上下六人

拾貳貫九百七拾九匁貳分

(勅任待遇) 千石以下寄組上下五人

五貫百匁

惣御役人通り三四等上下四人

四貫貳百六拾目

(奏任待遇) 五百石以下五六等上下三人

三貫四百貳拾目

(奏任待遇) 惣御手廻 上下貳人

貳貫四百九拾目

遠近付七等 上下貳人

貳貫四百目

(判任待遇) 御番醫無給通八九等上下貳人

壹貫九拾貳匁

御徒士以下上下貳人

壹貫八拾匁

以上

御一門以下京都大阪長崎滯留日別之事

一 壹人日別米五合宛

一 上日別銀拾八匁宛

一 下壹人同 六匁宛

右之通人張に應じ被立下候事
即ち今日各官省に於て一等二等三等旅費とある如く、其の階級に應じて大凡左の如き手當が下賜されたのである。明治初年一貫は金十三兩の相場、金一兩は六拾目替銀一枚四十三匁替であつたから、換算すれば莫大なものであつた。而して其の内譯を研究して見ると當時の旅籠代、茶代等が自ら判明するのである。

覺

御 一 門

御 神 本

鈴尾上下拾八人

一、銀貳拾壹貫六拾目

内拾六貫六百八拾目 但主人ニ當ル分 壹貫貳百目 但家老手醫者人別六百目宛

壹貫貳百目 但侍四人々別三百目宛

壹貫九百八拾目 但足輕中間拾壹人

以 上

右支度用意トシテ被立下候尤人張増減有之節ハ主人江當ル分定法トシテ供張之人數ニ對シ差引

被仰付候事

毛利家の三太夫益田(御神本)福原(鈴尾)家の御手當が銀貳拾壹貫六百目、上下拾八人一泊の旅籠代人別拾五匁宛、往來道中貳拾六日之内往歸着當日と貳日引錢貳拾匁四日分を支給された。即ち京都迄は十里行程貳拾四日を要したのである。が、之れは表向の費用で其の外の雜費、茶代(宿禮)として一泊百目宛、駕籠夫賃四人分六百文と八拾文の心付、繼馬賃は三疋六步分壹貫八拾文と同斷の銀にして壹里拾三匁五分宛を要したのである。が、馬數の規定は人張拾人に付き貳疋充供張増減ある時は、人張に應じて支出された。

其の外、家老以下足輕仲間に至るまで、加恩と稱して割増金を頂戴したが、人別百五拾目が最上で往來の川越賃に略々同額であつたことは注目に價する。

(二) 民間の旅籠料と遊興費

然らば民間庶人の旅籠料は幾何であつたかと云ふ問題であるが、筆者の手元に其の史料が乏しいので諸國のことは判明せぬが、周防小郡こまの宿主上田屋市右衛門差出の覺書に據ると、

覺 (慶應三年六月)

一、銀百四拾四匁

但シ泊リ旅籠代壹人壹泊リ拾貳匁宛ニシテ六月七日ヨリ同十二日夜迄六泊リ分人別七拾貳匁宛ニシテ二人分右之通

一、同 拾六匁

但晝賄代壹人壹賄壹匁六分宛ニシテ六月八日晝ヨリ同十二日晝迄五賄分人別八匁宛ニシテ二人分右ノ通

一、同 七拾八匁

但追々酒差出候入目之分

とあるを以て、察知されるのである。素より物價の高下に依つて旅籠料も變化したが、之れが湯治場などになると、かなりの開きがあつた。かの三條實美卿以下七卿落の方々が滞在された山口湯田の温泉の入湯料を掲出すれば、

定

一、上湯 但留湯の事

一、中湯 竝女湯一日一夜一人別 銀五分宛之事 但通り掛り入湯人八錢之事

一、下湯 一日一夜一人別 銀四分宛之事 但通り掛り入湯人六錢之事

右湯田宿屋中之儀者旅籠木錢宿共其時々町奉行所申出之上米相場を以て相定候事

慶慶三年四月

とある。然し旅行と遊興はつきもの、旅の耻はかき捨てなると、湯治場は由來風紀紊亂の個所である。かの牡丹公春畝山人が湯田の町に藝妓箱入の旅館を許可せしめたのは有名な話であるが、當時の遊興費線香付を検討するのも物奇なことである。とは云へ、遊山客は多く馬關の藝妓を携行したもので、西方宰相の事情書に、

新地遊女代去年より直揚げに相成夫よりして藝妓抱主より藝妓代割方仕法替之儀先達而願出之趣は是迄六百文之内遊女屋江百八拾文茶屋江貳百四拾文残り百八拾文抱主江手取之仕法は衣類其外、諸式高値に付遊女屋茶屋より三拾文宛抱主江出銀仕候様被仰付度由然處都合役座より遊女屋江其尋相成候處茶屋中江不同意申出終に双方之不平と相成店をも引居候付先づ都合役所之預りに相成行形を以て商賣仕候様との事に而只今にては以前之通商賣仕居候得共茶屋中之申立不條理に付いづれ何と御詮儀無之候而は自然不繁昌之基とも可相成哉と風評仕候

茶屋と藝妓屋の所謂、三業組合の軋轢は今に始つたことではないが、線香代と遊興費の關係が之れに依つて判明するであらう。

元來馬關の遊里は平家滅亡の昔から官女を祖とする古例格式を重んじた處——西鶴の好色一代男にも『下の關いなり町に行きて眺めやるに女郎は上方のしなしありて取亂さず、髪下げながら大方は襦袢、もの云ふに少し訛る所多し』とある。

何はさて北廻船の船頭が板子一枚地獄の沙汰も金次第と、氣前のいゝ札ビラを切り、諸國から集つた浮浪劍客が稻荷町浦町豊前田新地に腥風吹き荒んで、劍光血雨の活劇を演ずる幕末の歡樂境、今も關街の宵を過ぐれば李藤兩雄の談判ならで、大刀の柄を叩いて扇拍子に醉吟する浪士の風采が兩行の軒燈に照し出されるであらう。

長藩に於ける醫療制度

まへがき

長藩に於て御側醫なる職制の創始されたのは正徳三年(一三七三)のことで、醫官中より拔擢して藩主の侍醫とした。即ち二百石以下寺社組を手廻組に加へ定員は八名内外であつた。御側醫の中には、御匙役、副御匙役、御鍼役、外科役等の區別があり、寶曆年間には、諸公子姫付の醫者も別に定められた。

所謂、御奥醫なる者は七十石以下寺社組の醫士で侯家奥向の診療に當つたのである。其の外、馬醫として八十石以下遠近附士が安西流、橋本流、太子流と家傳の獸醫を以て奉仕して居た。こゝは云へ是等は多く漢方醫であつて、幕末開國の恩人シイボルトの吉見塾に學んだ岡研介、同泰安兄弟や蘭學の先達、青木研藏等所謂鳴瀧の俊才が輩出してから、慶應初年好生堂なる藩の醫學館が設立されたのである。

御用掛として五十石以下寺社組の醫師に取り立てられたが、かの九段に帝都を睥睨する大村益次郎の如きは、青木研藏はくまの育として後、兵學を以て大組百石の士に拔擢された。彼の前名村田藏六、山口柵の刑場に於て女陰を解剖した逸話は有名である。乃ち長藩の醫療制度が完備したのは幕末維新の際に於て長州征伐や東北出征等、軍事上の必要から戦傷死者の診療に起因したのであつた。今當時の史料に據つて之を検討して見よう。

(一) 病院設立

慶應元年四月、藩府は金二千兩を支出して山口、高森、吉田三病院を設立し、諸隊屯所醫師の費額を定め、竹田祐伯をして之を監督させたのである。

御手當沙汰控

一金二千兩

内 五百兩宛 但山口高森吉田病院引當

五百兩 但諸隊屯所醫師一人宛被差出候分引當

右之通御仕渡銀定限被仰付ニ手別ニシテ縮リ能取計候様被仰付ニ候事

當時諸隊の人員は千五百人と規定され御備隊(百五十人)は三田尻に、鴻城隊(百人)は山口に、遊

撃隊(二百五十人)は高森に、南園隊(百五十人)は萩に、膺懲隊(百二十五人)は徳地に、奇兵隊(三百七十五人)は馬關に、八幡隊(百五十人)は小郡に、第二奇兵隊(百人)は岩城山に、集義隊(五十人)は小郡内に屯集して居た。

其の他、藩の正規兵南北二十一大隊岩國徳山長府清末支藩兵義勇軍等を合すれば、數萬に上つた。で、其の費用も莫大であつたから、病院の設備も山口高森吉田三ヶ所の外は好生堂の管轄に依つたが、各支藩には夫々相當な施設があつた。當時の伺書に、

「但當今莫大之御費用に而病院不被差建ニ而可然哉にも相見候得共別紙竹田祐伯其外歎願之趣も有之兵卒之氣方に茂令關無餘儀事に付本文之通被仰付ニ度最勿紙に相見候様一手捌にして其餘臨時申出無之様惣管々々江屹度沙汰可被仰付ニ哉」とある。

右 鴻 城	日 野 宗 春
右 高 森	江 田 東 溪
右 吉 田	李 家 文 厚

右之通各所病院總管被仰付ニ候事

とにかく以上三名が病院長に任命され、五百兩宛の豫算で診療に充てたのである。今、参考のた

め其の衛生注意書を掲出して見よう。

(二) 「コレラ」病豫防注意書

頃日海邊之近村に於而先年流行致虎狼痢之悪性病聞々有之様相聞候蓋し先年之流行病も支那數年大亂打續き臺灣其外之地方兵火に罹り死人山之如して埋没するに隙なく饑餓數日之後暴食する等其因により漸く蔓延終に皇國に波及せし哉に相聞へ候理に於而或は然るべし。今也 御國尙上口に於而も既に兩三月來戰爭打續き敵兵死傷夥數溺死之屍水濱に打揚げ取除之人なく雨に浸し日に蒸し行人も一時は其臭氣に耐ざるよし是又頃日流行病之因となるも知べからず殆ど眼前にある賊敵之害に劣らずと謂ふべし。然らば其防禦方豫め能々心得べき事なり今其一端を左に擧ぐ。

- 一、勉て居室を清淨にし内外庭回り隅々に至るまで一日一扁は是非掃除すべし、床下も數々掃除し惣而風之通ひを能すべし。
- 一、不熟之果物腐敗し易き品熟之足ざる食物は云ふに及ばず饑後食を飽まで食り時ならざる品汚濁之水物、さば、いわし、しび、等之油濃き品、いか、たこ、くじら等之剛き品、皆用捨すべし、都而大食大飲は勿論用捨之事。
- 一、死せる犬猫之類あらんも臭物ある物は速に取除き塵芥は少しもためず皆焼捨べし。

一、居室掃除すれども尙悪き臭氣あるか又は悪性病家と近接せる居宅は酢を煮或は菊を焚べし、居處は高ふして燥くを善とす。

此心得にて萬事悪水の決き肝要たるべし。

一、衣類垢付候はば數度洗ひ能々乾して着すべし、都て濕氣之籠りたる衣類蒲團等は時に取出し日光に暴し用べし。

右前條の禁戒萬一不心得之輩有之一つにても緩に致し自然右體之病氣に感じ候はば實に惡むべき人と云ふべし。譬へば火を粗略に致し我居宅を焼失し延而隣家一村に及び候時火元となる者村中へ對し難堪次第御上へ對し奉り恐れ入候事ならずや、焼失之害は一村一郷之事なり若一軒にても右之戒を侵し悪性病傳染致し候後は其害御國中へ蔓り候儀も立至り殊に御時節柄彼是別して恐入り候次第に而實に一人一家之儀無之候間人々能々此儀を辨へ慎むべき事肝要なり。

寅 八月 (慶應二年)

高 森 病 院

素より幼稚なる衛生思想とは云へ、其豫防注意亦吟味するに足りやう。

(三) 從軍醫徵集令

鴻城、吉田、高森の三病院、好生堂の醫官では到底戰事には補充がつかなくつたので、勢ひ民

間の醫師を徵集した。が、從軍中は留守扶持として二人役を支給した。當時米一升銀三匁の費額で、小隊司令以上は月俸壹兩二步であつたから、從軍醫には治療を依頼した者に藥料を支拂はせた。で、徵集令が降つたら異議なく從軍しなければならなかつたのである。其の布令に曰く、

醫師者諸人と違ひ人員少く治亂とも事業不可缺儀者勿論之事就中戰爭中病院醫員缺乏に相成候而 不_レ相濟事に付都而御醫師中は勿論陪臣醫地町之醫に至まで常々業筋令_レ勉勵_レ緩急之節病院御差支不_レ相成_レ様兼々相心得居候様被_レ仰付_二候事

但地町無祿之醫戰爭中病院出張_二被_レ仰付_二候もの_一在勤中貳人分宛守扶持として被_レ立_レ下候自然出張之沙汰相成候上間筋申立者有_レ之におろては屹度可_レ被_レ及_二御沙汰_二候事
右之通觸沙汰被_レ仰付_二候事

尙々治療相頼候醫師之内諸病院其外急出張被_レ仰付_二候事も有_レ之假令留守たりとも服藥仕候者は猶又謝禮等無音に不_レ打過_二輕薄之風無_レ之様支配々移り被_レ仰付_二候事
右慶應三卯十二月二日沙汰下る ことある

其の實例として、東征軍長門宰相内寺内暢三より太政官へ差出した願書に、
今 度

御沙汰之趣に付別紙人數差出候付而は醫師をも一同差出病院へ加入可_レ仕之處春來之戰爭に付傷瘡之もの多人數詰合之醫師にて手合兼候付國元へ申遣し未上着不_レ仕候間此度出兵之間に合不_レ申候間不快尙傷瘡等相受候節者此度御一手病院に於而療養被_レ仰付_二候様兼而奉願候。

辰 二月八日

以 上

長門宰相内

寺 内 暢 三

と見え、東海道先鋒軍には其の補充がつかなくつたことを届出て居るのである。

(四) 好生堂學則

藩校明倫館の沿革はかなり古いのであるが、醫學館の設備は幕末維新の際に於てであつた。慶應初年秋に好生堂養生局等が創始され醫療を主宰したとは云へ、英蘭學を講じたのは戊辰十二月で入學諸生の學則の如きは未だしであつた。

前記好生堂御用掛は五十石以下寺社組の醫師をして、醫學の教授役を勤めさせたので、外人を雇用するまでには至らなかつたのである。好生堂が藩の醫學館として萩から山口に移されてから、其の學則は概ね藩校明倫館に準據した。が、各等級に依つて學科序目は異つて居た。今之を列舉して見ると、

- 一等 翻譯 内外治療學 藥劑學並繙帶術
- 二等 病理學 人身究理學 解剖學
- 三等 含密學 究理學
- 四等 文典後篇會讀
- 五等 同 前篇會讀
- 六等 同 素讀

右之通科目相定置毎月試業之上根之階級に不_レ拘學科之等級に隨ひ席順可_レ致_二陟黜_一事

戊辰十二月

好 生 局

而して醫生心得書なるものを繕くと、聖賢の道を講じ仁術を施すにあつたのである。

醫生心得書

凡そ事必らず志ありて後成就すべく候元來地町醫生も皆文學之徒に候得者年少之時先づ學庭に涉り典訓を講習すべし。夫れ聖人之道淡くして味寡し初學之好する所也。

期月に至り觀る所彌博く習ふ所彌多く然後大化之己を陶すを覺へする也、年長じ學成るに至り己を律するに廉を以てし病を診するに仁を以てし心を存するに公を以てし事に凝むに勤を以て

すべきは勿論之事に候、生活して世に益なく死亡して後に聞ゆる事なく蟲蟻と俱に天地之間に喘息し草木と同じく朽腐するを嘆息握腕之念常に忘れざる時は自然其學術猛進すべく候要するに醫道之興隆荒廢者立志之有無にあり歲月素より人を持するなり。

右之通醫師中_レ不_レ洩様布告被_二仰付_一候事

辰 四月

(五) 醫師賣藥取締令

長藩の醫術が比較的進歩して居たことは、夙に長崎と交渉留學生を派遣し、シイボルト門下の逸足に岡研介、同泰安あり、幕府の醫官に池田獨笑、蘭學者青木研藏等があつて、牛痘の如きも強制的に實施した程である。乃ち引痘人より其加錢として「下詰錢貳拾四文、上詰銀札四匁迄」を民間から支出させて、遠く石州境の僻遠地まで特志の醫師を派遣したのであつた。が、資生局に於て和藥舶來藥種を仕入、民間の賣藥を取締つて他國產物の輸出入を禁止したことは封建の常習事であつた。

即ち蜂蜜の如きものすら用達に印鑑を要し、藥種屋の株なくして中賣をすることを嚴禁した。之れ一種の保護政策とは云へ、危險なる劇毒藥の取締上止むを得なかつたのである。然しながら

秘密に賣買されて居た。今、民間に於て好生堂の免許なき賣藥を禁止した一令を掲出して見よう。近來下におゐて賣弘致來候超世丸調痢丸其他阿片砒石加入之藥劑は其病に適中せざるのみならず却而苛烈之毒に中り疾病をして峻澁ならしめ人命を害する事不_二大形_一趣に相聞へ甚以不_レ謂事に候向後右等藥劑之儀は勿論其外たりとも好生堂之免許無_レ之部は賣弘堅被_二差留_一候付此段能々相心得可_レ申候萬一も不心得之輩有_レ之免許無_レ之藥劑を私に賣弘等致すにおゐては御詮議之上屹度御咎方可_レ被_二仰付_一候事

右之通觸沙汰被_二仰付_一候事

(慶應二年) 寅八月二十九日 遠近方江渡_レ之

其の外醫師法取締として、神官僧侶の施療或は醫師にして吳服小間物店等の副業をも禁止した。殊に鍼醫の營業はかなり監視されて居た。其の取締規則に曰く、

覺

- 一、先謝金を受け日を限り候而病人を診療之事
- 一、表向店先江吳服物或は小間物杯を賣候事
- 一、社人寺僧藥種屋之輩醫業を兼候事

- 一、鍼屋醫江庄屋百姓杯より見合相頼候事

一、鍼屋江罷越飲茶喫煙草之事

右是迄當國之醫風不_レ宜候後來興隆之旨途無_二覺束_一候付一_レ書之件々堅被_二差留_一候就而者醫師村役人等右様之者遂_二詮議_一大病院江申出候様被_二仰付_一候若等閑に打過包隠に於ては御咎之等も可_レ有_レ之候事

右之通觸沙汰被_二仰付_一候事

辰 四月

其の外、里醫村婆の糊口のため墮胎避妊等の處業を罰する法令等もあるが、捨兒産兒等の統計と相俟つて後日に發表することとする。

維新才女列傳

(一) 人參畑の先生—高場亂

九州第一梅今夜爲君開欲知花真意三三更踏月來とは、原采頻女史の名吟であるが、人參畑の先生高場亂も亦一代の女傑であつた。彼の女は筑前住吉字人參畑に家塾空華堂（或は興志塾と云ふ）を開いて後年、頭山滿、來島恒喜等所謂玄洋社の諸豪を輩出した。

髮を茶釜に結び、大刀を佩んで居常恰も男子の如く、馬乗袴で騎行したので、其の養子は亂を呼ぶに父と稱した。

代々醫を家業としたが、塾に於ては専ら古學を主唱し、女だてらに三國誌、水滸傳、靖獻遺言等を講じた。曉月山房原古處の娘、采頻女史も一刀を腰に横へて天下を周遊したが、九州第一梅の才女は亂に依つて暗香を放つた。

明治の初年未だ處士横議の風があり、興志塾にも土佐立志社の青年が押し掛けて來た。長髮を撫で輕衫を纏して談論風發する。或は天賦人權説を唱へ或は自由民權論を主張したが、彼女は終

始一語も發せず、徐ろに滔々懸河の雄辯を揮ふ青年の顔を覗き、さて受賣の書生論が畢るを待つて放屁一番、呵々大笑したので天下亂を思ふ青年も色を失つて立ち去つたと云ふ。又或年の大晦日、こそ泥のために秘藏の眼科器械を盗まれたが、平然として、めでたしや身は恙なく朝寢して 盜人はよき年を取るらん 悠々追らざる所に亂の亂たる面目があつた。

とにかく血氣逸る玄洋社の壯士を頸で制した人參畑の先生は、通り一變の姐御ではなかつた。會て其門生等争騒罪に問はれた秋、彼の女も亦嫌疑を受けて法廷に引き出された。檢事は聲を勵まして「其方假令謀反の騒動に與り知らぬとは云へ、女だてらに多數の門生を擁し不届至極である。今日の反亂到底罪科は免れ難い。謀反の一條刑死に當る」と威喝した。彼の女は鼻の先でせせら笑ひながら、「日頃の門生亂徒を出すに至つては不取締不行届の段、甘んじて極刑を受けませう。然し、賢明なる縣令治下の本にかゝる不祥事を惹起するは其の罪萬死に當る。希くば不肖高場亂の自首と共に縣令の首級も共に上御一人に捧げようではありませんか」と睨み返した。

流石の檢事も開いた口が閉がらす遂に彼の女を放免した。明治二十四年三月三十一日、春風花老いて一代の女傑あはれ筑紫の波間に散つた。福岡市東公園玄洋社墓地に葬る。年六十一。

(二) 日本のローラン夫人 中島湘煙

牡丹見て芍薬を見て吾逝矣、切下髪の霜白く大磯の別墅に「朝半日又もや墨牡丹を描けり、意に適せねば改めんとて愉快なり」湘煙日記に安住の意を洩した日本のローラン夫人は、晩年斷頭臺上に屹る程の意氣もなかつたが、フラツバーの先驅として明治の新しき女性、中島湘煙の名は婦人參政權運動の誰彼とは比較にならなかつた。

彼の女は文久三年十二月五日、京都五條に生れた。父は但馬豊岡の人岸田茂兵衛、維新前に京都に移住し呉服屋を営んで居た。本名俊子、幼時から法學博士添田壽一と共に洛中の二神童と並稱された。十八歳にして宮中に召され文事御用を勤め、昭憲皇太后の御前で孟子を講義した時には御感斜ならずであつたと云ふ。が、到底袴袴の女官ではなかつた。

宮中に在ること三年、岸田俊子は奉任を辭して忽ち女政客となつた。四方に遊歴して自由民權を唱道し、朱唇を開いて時の政府を批難攻撃した。明治十六年十月滋賀縣大津の學術講演が當局の忌諱に觸れ、囹圄の人となつた。冷酷の膚を刺す牢獄の寒苦、鐵窓に洩る、月影に具さに幽囚の辛苦を嘗めた。が纖弱い女の身空、病魔に犯されて出獄したのであつた。

然し、胸中鬱勃たる闘志は毫も閉塞することなく、主義のために東奔西走して新聞に演説に所

信を吐囑した。同志の政客と往來するうちに、彼女の女は自由黨副總理中島信行と意氣相投合して結婚した。

民間志士の恐怖時代と稱せられた明治二十年の保安條例には、四百餘名の政客が帝都外に放逐されたが、湘煙女史は夫を激勵し、平民と女子のために奮闘した。政府の彈壓も漸く緩み東京より退去を命ぜられた中島信行は、明治二十三年國會開設と共に衆議院議長に任命された。其の間の苦節一詩がある。

郎向東都妾西洛 從今離隔天溟漠 梅花綻日歸期 月灑莫違携手約

夢に江戸に歸つて夜多情と賦した彼の女も、明治二十五年には、伊太利公使に任ぜられた夫と共に相携へて君知るや南の國の花と咲いた。社交界に才腕を揮つた其の頃が恐らく湘煙女史の全盛期であつたらう。

「苦なり樂なり色々いひようもあらんなれど、煎じつめれば食へるか食へぬかといふ問題に過ぎぬなり。食へしところが一日米一升の上を超えず、食へぬところが、餓死の上にはあらざるなり。而もそこは妙不思議のものにして、餓死して見たいといふ物好の者あるとも其望は果し得ざるなり」(湘煙日記の一節)

或爲宮殿衣錦客、或爲幽囚食麥人、と述懐した彼の女も、萬里天涯の異境に病み、男爵に叙せられた夫と共に歸朝したが、明治三十三年信行男の薨去に遭ひ翌年其後を追つた。横濱フェリス女學校學監として女子教育にも専心したが、大磯退隱後は詩書を友とし彩管に親み、峨山、宗演師に就いて禪をも修めたと云ふ。

(三) 勤王藝者 中西君尾

英雄の氣兒女の情竝び行はれて悖らず、維新回天の偉業柳暗花明の巷に成る——と云ふも敢て過言ではない。

下谷鳥八十樓に於ける丙辰丸成破の盟約、薩長鴻門の會と稱せられた柳橋川長樓、品川土藏相模に集合した水戸浪士や長州書生の密謀は櫻田門外の變となり、御殿山外館焼打となつた。若し夫れ京洛の巷に於ては腥風吹き荒んで劍光血雨、幾その春に魁けて散るには早き往年の志士が悲戀紅涙の情史は、明日をも知れぬ狹斜の生命を醉醒の水に汲み交はした所謂勤王藝者を輩出した。昨日は二上り今日三下り、調子そろはぬ糸筋のそこてなぶられ、こゝではせかれ、細い世渡り日渡りも、主の心にまことがあれば辛い勤めもいとやせぬ、と共鳴した三本木幾松と桂小五郎、坂本龍馬と寺田屋お龍、久坂玄瑞と島原お辰、高杉晋作と愛妾おうの、而して祇園の中西君尾と

井上聞多等のローマンスは最も人口に膾炙して居るが、テンボと刺戟を過飽和するモガモボの享樂とは同一の論ではない。

安政戊午の大獄に、井伊大老の懐刀長野主膳と結托して辣腕を揮つた九條家の諸大夫島田左近は、目明し文吉を手先に多くの志士を羅織した。輕便事を好みて陰謀を弄するは幕末の常習とは云へ、彼等の遣口はマキャベリー以上だつた。就中奸智に長けた島田左近は諸方から貪つた賄賂を湯水の如く花街に入浸り、板倉所司代も一目置いた飛ぶ鳥を落とす權勢であつた。

京洛三千の美妓左近の意に任せぬものゝてはなかつたが、日を替へ席を改めて口説くも尙塵かぬ勤王藝者が居た。それは友禪の振袖に手鞠を忍ばせかねまじき色香、十七花も蕾の中西君尾であつた。當時繩手三條大和橋北へ入東側魚品といふ旗亭は長州藩の定宿であつたが、彼の女は其處に言ひ交した情人があつた。

誰あらう後の候爵井上馨、艶福家の聞多はんである。權威に屈せぬ勤王藝者の意地と張りは、長州の書生に立てられて流石の島田左近も手を引いたが、文久元年十一月井上聞多は國事の爲江戸に下らねばならなかつた。名残を惜んで沁々と語り明した一夜、聞多は君尾に左の一首を贈つた。

君思ふ言葉も今は打出の 濱の夕波あだにかへすな

彼の女は短冊を亂箱の奥に秘めて聞多の消息を待ち焦れたが、ある日魚品で同志寺島忠三郎に會つた。愛し戀しの情人が近況を訊けば、御殿山外館焼打に先だち金澤の襲撃、就ては幕府の爪牙島田左近に天誅を加へたいから、君尾の力を藉してくれと云ふ依頼だつた。

聞多に節操を立てるのは此秋とばかり、君尾は身を殺して仁を成すことを誓つた。寺島も感動し流石は勤王藝者、井上も其の意氣を買つたのであらうと激勵した。「寺島はん、君尾の身體は汚れても、心は汚れまへんと井上はんにあんじよう、傳へておくれやす」——妖艶類なき牡丹の花は、雨に狂ひ風に亂れて天下の春を惱殺した。

寺島忠三郎、入江九一、久坂玄瑞等の志士は君尾の手引に依つて、島田左近の妾宅を襲撃したが一度失敗し、文久二年七月廿三日、本間精一郎等の手に依つて左近は遂に四條磔に梟せられた。かくて御殿山外館焼打を執行し暫く江戸の藩邸に身を潜めて居た聞多も、ほとぼりの醒めた頃京都に舞ひ戻つた。が、開國進取の氣風は先づ攘夷より外國の事情を知らんと萬里洋行の途に上ることとなり、折角君尾との情誼も又しても哀別の涙を灑がねばならなかつた。會者定離とは云へ餘りに果ない二人の仲に、君尾は餞別として懐中鏡を送つた。それは松儀と云ふ京都一流の小間物屋に誂へたもので、ゴブランの縫取袋にしてあつた。

後年、井上が洋行中馬關砲撃の新聞を見て伊藤と共に急遽歸國し、御前會議の席上攘夷戦の無謀を諫止して歸るさ——兒玉愛次郎等先鋒隊士に襲撃され九死に一生を得て、命の親の鏡となつた情妓君尾の贈物は女の念力兎及も徹らなかつたのである。

とにかく勤王藝者と唱はれて、意地と張りを立て徹した中西君尾は、救奇の運命に弄ばれた。彼の女は丹波國福井郡西田村の俠客西田友七の獨娘、父の横死後、母のお袖と京都に出で脱藩の土宮部掃部に扶けられ其の連子となつた。が、宮部が佐賀藩に歸參してから、長崎藩の浪士松尾平藏と云ふ槍術師範を義父とした。其の間、肥前鍋島の分家小邊侯の側室に望まれたが、遊藝に嗜のあつた母のお袖は彼女を祇園の藝者にした。本名お君を君尾と名乗らしめ、披露をしたのは十七の春であつた。

下駄が三分で大小が二朱で女迷はす一橋、と諺はれた幕府の士より、勤王志士を情人とした君尾には親譲りの俠血が流れて居たのだ。聞多の洋行中孤閨淋しき彼の女は、其の後不思議の因縁から同藩士品川彌二郎と情交を結んだ。元治元年八月蛤御門の戦が勃發する前夜、品川は久保無二と共に繩手の貸席吉松で別離の宴を張つた。其の時座に待つた君尾は、薄々世の形勢を悟つて品川の首途を勵ました。彌二郎が記念のために彼の女に送つた一首、

また來んはいつと定めず不知火の 今日九重の都をぞ立つ
君尾も風雅の嗜み、お耻かしながらと差出した歌の返しは水莖の跡香しく、

千早振るよろづの神に祈るなり 別れし君の安かれとのみ

八月十九日の天未だ明けず、乾いづに轟く砲聲一發、すはとばかり杯を棄てた品川は追取刀で堺町御門に馳せつけた。眞木和泉、久坂玄瑞を主將とする回天の一撃遂に利あらず、味方敗走、品川は危く君尾の庇護に依り大道易者水野南陵の案内で天王山に落ちた。

大山の峰の巖に埋めけり わが年月の大和魂

眞木和泉等と死を俱にせんとしたが年齒僅に二十歳、宥められて長州に形勢を報道する役割となつた。後年品川が、〽宮さんくお馬の前でチラくするの何ぢやいな——錦旗を奉じて東征の途に上つた秋、厚く君尾に報いたと云ふ。〽京の三條鮎屋の娘今ぢや参議の御臺様、とは後藤象二郎の夫人雪子の方の出世振りを唱つたものであるが、木戸、伊藤、井上等維新の元勳多く狎妓を妻とした裡に、君尾は獨り女將として數奇の半生を祇園町に了へた。

(四) 屋越しの蓮月〽太田垣 誠

九條武子が一代の麗人であり、情熱の歌人であつたことは無憂華に知られるであらう。古來美

貌と歌を以て名高いものに、祇園阿穀おんかあり才色双美の百合女ひりてあり、其の後を繼ぐものに阿町、後の大雅堂夫人玉瀾女史がある。

或は俳諧の加賀千代、張氏紅蘭、江馬細香女史等々と列挙するに違ないが、現代の所謂モガと異つた意味に於て太田垣蓮月尼も其の一人である。千束の錦木を立てられる程、引手数多の容色を故意に傷けたものに、法魔と稱せられて焼鍔を烙て了然尼があり、齒牙を缺いだ蓮月尼がある。況んや屋越しの異名あるに至つては、彼の女の美貌執心の男もなかく多かつたと見える。然し蓮月の道心が世評程堅固であつたかどうか、筆者は好き以て直しとするものではないが、富岡鐵齋老人が彼の女の若き燕であつたと云ふから其の對照が面白い。

閑話休題、蓮月尼の俗名は誠、京都智恩院の廣間侍太田垣傳右衛門光古の女、江州彦根の人近藤某を養つて誠に配した。男女四人の子を擧げたが不幸にして皆早世し、やがて夫も他界したので、彼の女は緑の黒髪を剃り落して尼となつた。時に漸く二十歳を出です、花ならば咲いたと云ふも名のみ春の初めであつた。

わが知らぬせこが袂のほころびは 引きけむ人ぞぬふべかりける

夫が夜遊びの衣手を遠火で嫉いた彼の女の怨歌亦無理からぬ年頃で、世は捨てたものゝ生計の

途に心勞があつた。誠は和歌を千々ちのち廻舎主人千種有功に就て學んだが、當時嵯峨尼、高昌の式部と共に京都の三歌仙と稱せられて居た。で、手づから土を捏ねて陶器を焼き、自詠の和歌を添へて之を齎いだ、世に所謂蓮月燒である。其の風雅の好尚は忽ち洛陽の聲價を高からしめ、翼が生えて飛ぶやうに四方に賣れた。

橋曙覽翁かつて鴨崖のほとりに蓮月の寓居を訪ひ、四方山の話の末、さて御身の焼く陶器は世評高いが悪むべし、奸商不義の利を食つて偽造品が甚だ多い。何んで之を咎め給はざるかと質した。ところが蓮月答へて云ふに「それは喜ばしいことで御座ります。わが愚かなる燒物も幸にして四方の顧客に迎へられ、今はとても世の需要に副ひませぬ。少しなりとも此等のものにより人様に賞玩されるれば、妾一人何を離礙として焼く必要がありませんや」と、胸中他人の非を咎めず無慾恬淡、流石の曙覽翁も感服したと云ふ。

之を聽き傳へた附近の陶工は、得たりと模造品を持ち込んで尼の讚を乞うた。蓋し陶器は偽造しても歌を模することは出来なかつたからである。人のつらさを情けに受くる尼は、喜んで其の器に一々和歌を書いて與へた。

うつばりのすゝも心のちりひちも

拂ひて清き年のくれかな

女ながら度量の宏大なること蒼海の如く、温情の靄然、人をして春風に座せしむる思がある。

明治維新、節義を以て表るゝ女傑は少くない。野村望東尼あり村岡の局あり、松尾多勢子、黒澤登幾子、有村蓮壽尼、大橋卷子、村田瀧子、若江濊子、或は正義婆山口元子、前田の砲臺に飛び上り、毛唐人之れでも喰へと尻を叩いた奇兵隊婆高橋とく女等枚擧に遑ないが、奴の小萬式の女傑に介在して、蚯蚓も風雲に乗じた時勢、彼の女の著れなかつたのも無理からぬ。

宿かさぬ人の心をなさけにて 朧月夜の花のしたぶし

明治八年二月八日、西賀茂神光院の茶所に八十三の高齡を以て淋しく死んだ。今でこそ「海女刈藻」など後人の編纂した歌集に依つて蓮月の名は餘りに高いが、當時は三歌仙の割引で尼僧らしく其の日くゝの糧にありついて居たのだつた。

川添の柳の糸にかゝりけり のこる氷の片われの月

(五) 政界の織女星 富貴樓お倉

後藤象二郎は、都下待合の女將を招待して晚春會と名づけ「お前達は世態人情を知悉した女豪傑ぢや」と稱讚したが、聞説、坂東女將軍剛腰踏破三韃雲と喝破した春畝山人伊藤博文も亦待合の牽牛星に外ならなかつた。御維新後明治の政治は、公々然旗亭に行はれた觀がないでもないが

就中、富貴樓のお倉の如き海千山千の織女星が待合の奥で糸を引いて居た。

現代でもこやかくの批難はあるが、お茶屋の内閣と稱せられた横濱富貴樓の門前には二頭立の馬車が玄關の車寄に見えぬことはなかつた。が、四臺以上在つた時は如何なる客人も上げてはならぬと豫て殿達があつたと云ふ。事程左様に富貴樓は治外法権の歡樂境であつた。

然らば雲上七夕の織女星として横濱花柳界の繁昌を一手に占め、政界の裏面に活躍した富貴樓のお倉の前身は何であつたか、彼の女は新宿豊倉の宿場女郎に過ぎなかつた。眼に一丁の文字あるなく無學文盲の娼妓が、只耳學問で政事向の秘密が解るやうになり、重要な閣議にさへ差出口をしたと云ふに至つては、とにかくお倉も女傑である。維新元勳折花樂柳を試みない者は、大村兵部大輔箱なしの御座敷と、正親町三條實愛卿位の者であつたが、當時、薩長の成上り者は柳橋新誌で誹られた如く、江戸風の儼存した待合ではとても窮屈で遊べなかつた。東京の御膝元には西郷大久保の先輩が謹嚴身を持し、始終横目で睨まれる様な氣がした。最も醉擁美人樓の扇額を掲げ、墨堤竹枝に馬鹿を盡して彈正臺の度膽を抜いた鯨海醉侯山内容堂は例外であつたが、井上、伊藤、山田等の顯官は人目を避けて横濱迄のしたのも無理からぬ。

何はさて置き當時の横濱は弗相場が立ち對外貿易の中心地であり、生糸米の輸出入一擱千金の

徒輩がアブク錢を撒いた處であるから、天下の糸平を始めとし山代屋和助などと云ふ俄大盡が紅圍粉陣の醜體を演じ富貴樓を内閣と異名さすに至つた。横濱新開地の花街上は大臣參議より下は毛唐に至る迄、不夜城の觀を呈し洋妾の横行闊歩、銀座通りステッキガールの比ではなかつた。

顯官が隠れ遊びの場所であつた富貴樓は治外法権、一大公開賭博場となつたこともある。従つて女將お倉の權勢も素晴らしいもので、彼の女の專横に少からず迷惑を蒙つた市民もあつた。一例を上げれば、富貴樓の裏手に肥船の通る堀割の川があつたが、お倉は伊藤に癢に觸ると神奈川縣知事から署長に達せしめ、遂に大岡川柳橋、鐵橋間の肥船を通行止にしたことがある。

閑話休題、お倉は新宿の馴染客川村家八五郎(姓は渡井)に拾はれ危く洋妾になる所を、又もや田中平八——天下の糸平に見出されて胸形に松春亭と云ふ料理屋を出して貰つたが、二年足らずして箱屋火事に遭ひ、糸平の寵衰へた時には濱一番の豪商、龜善事原善三郎と野澤屋事茂木保平の双方を手玉に取つて軍資金を出させ、尾上町五丁目角に初めて富貴樓を開業したのであつた。爾來お倉の怪腕は大臣參議を牽制し、伏魔殿の奥に文字通り連日長夜の嬌笑が絶えなかつた。

明治二十五年七月四、五日、畏くも明治大帝照憲皇太后の鸞駕龜ヶ岡の後藤象二郎邸に成らせられた時、お倉が立食場を斡旋したと傳へられる。

維新洋行綺談

(一) 榎本武揚等の漂流談

文久元年、兼て蘭人ハルデルスに就て海軍學を修練して居た榎本釜次郎(廿七)は、幕府留學生に選拔せられ、取締内田恒次郎(卅四)、澤太郎左衛門(廿六)、赤松大三郎(廿三)、林研海(廿)、伊藤玄伯(卅三)、田口俊平(卅)等の一行と共に、萬里鵬程の旅に上つた。

帆影參差月似弓 大洲東去有三無中 船頭一夜笑相祝 又駕南球貿易風

乗組員は意氣軒昂、海風夢を吹いて南溟已に幾千里、印度洋に差しかつた。爪哇の北東プロレバル島に達した頃、暴風雨俄かに起り山なす怒濤、忽ち海中の暗礁に乗上げて了つた。船長の蘭人は、かくと見るや端艇を降ろし一行を置き去りに逸早く避難した。が、取残された彼等は全く咫尺を辨ぜざる海底に、あはや魚腹の葬列とならんとした。

海上を漂ふこと三晝夜、遂に一隻の船影を認め、一同は地獄で逢つた佛の如く白布を振つて救ひを求めた。とは云へ、近寄つた商船は白人でなかつたので、物をも云はず廻航し去つた。頼む

便りも荒波の俊寛同様、長持のかき餅を嚙りながら飢餓を凌いで居た。が、或る朝一艘の小舟が漂つて來たので、やれ嬉しやと思ひの外、それは海賊船であつた。

窮鼠反つて猫を嚙む。決死の一同は海賊をやつつけて附近の一島へ辿り着いた。所が上陸して見ると、之れぞ有名なるプロレバルの無人島、忽ち和製ロビンソン、クルソーが出来上つた。

野獸毒蟲の襲來に日夜完膚なき苦痛を嘗め、四日目に漸く黒奴に發見された。さうして蘭領プロレオ島の酋長に救助され、爪哇のバタビヤへ送られたのは、遭難後二三週間を経てからだつた。

一行は厚く酋長に禮を述べ、記念のため日本刀を贈り島廳に至つた。椰子の葉蔭に、赤道直下の日は落ちて熱帯特産の果實、バナナ、バインナップル、マンゴー等の珍味に久し振りにありつたが、満喫し過ぎて一行便所に通ふ奇觀を呈した。日本人の珍らしい蘭人婦女子は、二階の窓を開けてドン／＼下痢を眺める始末。江戸つ子の釜次郎は面憎くげに拳を上げて、『何んだベラシメー』を連發した。

其の權幕に恐れをなして、それからは覗かなくなつたが、果しなくも此のベランメーがヘボンの和英語林集成となり、外人は慌て、辭書を引き始めた云ふ話柄を作つた。ヘボンは有名な博士、名優田之助の診療をしたり、岸田吟香に精綺水を傳授した日本開國の恩人である。

閑話休題、一行は和蘭政府の好意に依り、便船を得てヨーロッパに向つた。途上聖ヘレナにナポレオン一世の墓を弔問したが釜次郎の詩賦に——長林烟雨鎖孤栖、末路英雄意轉迷、今日弔來人不見、霸王樹畔列鳥啼。戊辰の役、開陽、回天の二艦を率ゐる王師に抗して北海五稜廓に奮戦した東洋のナポレオンも、時に利あらず、碧血故城の荒草に濺いで往時を追懐すれば感慨無量であつたらう。

聖ヘレナは一名ロングウッド島、長林と譯したのは彼の傑作である。かくして和蘭の首都アムステルダムに留學すること六ヶ年、海陸兵制法律化學器械等を研究し、復路は自ら開陽丸を操縦して、見事日本に歸港した。

釜次郎が丁墮戦争に従軍して、赤松大三郎と共に電信機二臺を購求し、モールス符號を修習した逸話は、彼の先見を物語るものである。淋しき幕末を飾る英雄として、明治政府に出仕しては樺太交換談判、元山開港、湖南事件等に盡瘁し、遷農相の印綬を帯びた。

隅田川誰を主人と言問はゞ 鍋焼うどんおでん燗酒

臘月夜の百花園、新門辰五郎の遺孤虎藏(近松)を連れて、墨堤を散歩した榎本梁川の句碑が今尚ほ向島に建つて居る。

(二) 品川彌二郎の「ネパール軍中日記」

神戸ステーション前、朝日ビールの賣店に日出の引札がある。

敷島の大和心のある人は 飲めよ朝日の千代の麥酒

此の吟詠が野兒樓品川子爵であるとは知る人ぞ知る。彼は銀行と保険と運輸とは實業界に鼎立缺くべからざる要素である、と其の先達を以て自ら任じ、晩年各銀行會社の顧問重役となつたのも、洋行の賜物だつた。

顯官紳商と呼べるゝ人は大抵年始回禮の賀客を避けて、旅行中の貼札や新聞廣告をするのが慣習である。が、獨り子爵は「彌二年頭には必ず在宅す。御通掛の御方はドシ／＼御光來被下度」と掲出した。

明治二十年の春、ドイツ公使を罷めて歸朝するや、夫人が滯歐中裝飾に用ひたダイヤモンドを賣却して、代々木山谷に金剛樓を新築した。地域一萬坪の宏大なる邸宅林述齋の西郊牧笛や、安積良齋の聽松居の詩文に名高い由緒ある別荘だつた。

萩の花月樓、九段坂の苦談樓、團子坂の本邸、京都の尊攘堂、神戸の雲路山莊、鹽原の念佛庵那須野の傘松農場、北海道の千岱野牧場等品川彌二郎の別荘道樂は有名なものである。とにかく

旅行好きな彼は、轉々多數奇を凝らした天與の安宅に神勞を靜養した。とは云へ明治九年二月、平田東介、田中健三郎の三傑と共に伊太利の「ナポリ」へ紀行した時は、君知るや南の國——オレンヂ馨る海邊に於て放蕩の限りを盡したのであつた。今「ネパール軍中日記」なる彼の自敘傳を披萃して、色懺悔を繕いて見よう。

正月十六日朝九字廿五分羅馬府ヲ發シ午後四字二十分「ネアール」港ニ着ス。「ホテル」ニテ例ノ名物「マカロニー」ヲ食シ劇場ニ出掛ケ、一幕見テ茶店ニ行キ「カフェー」ヲ飲ミ候處ワケヤ「ナイ(方言)温マリガ來テ三傑トモ、「ホテル」ニ歸リ寢ルコト不叶馬車ヲ丘山ノ怪屋ニ向ケ走ラセテ三怪物ヲ生捕ニス。

漸ク寒氣ヲ覺エシニ付、意氣揚々ト歸ル途上ニテ一ノ仲人ニ出逢ヒ候處男ヒツバリニテ懇々ト一ノ踊ヲ見コトヲ諭説ス。野兒等曰ク既ニ丘山ノ怪屋ニテ三怪物ヲ退治テ歸ル途中ナリ。イカナル美ナル草花アリトモ今晚ハ夜襲スル力ナシ。仲人曰ク無理ニ草花ヲ手折ラズトモ唯々一見スルニハ力モ(何モカモ金ノコトナリ)入ルモノニアラズ、トコ、ニ於テ流石ノ三傑モ戰爭ハ嫌ハヌモノ共ナレバ先ヅ敵情ヲ探リ見テ夜襲ハ明晩ニシテモ不苦ト軍議一決シテ、終ニ又一ノ怪屋ニ登ル。

コノ處ハ前ノ怪屋ニ比スレバ洪大美麗ニシテ好敵手續々トシテ屯集ス。三傑突入シテ十分ニ敵情ハ探リ得タレ共、鏖戦スルノ勢力ニ乏シク且ハ深入リモ不覺ノ元ト、先ヅ此場ヲ引取り明日ノ敵情ニヨリ襲撃セント夜十二字過「ホテル」ノ本營ニ退ク。

正月十七日晴天

蒸氣會社ニ行キ野兒等ノ來着ヲ届ク。

サンゴ樹店ヲヒヤカス。「ベルリン」ヨリ少シ下直ニテ上品モノ多シ。

午後一字ノ蒸車ニテ「ボンベイ」ニ向ツテ發ス。昔日災ニ罹リシ一村ヲ廻見ス。實ニ壯觀ニ堪エズ。夜六字「ネアール」ニ歸ル。市街ニ出テ兵糧ヲ認メ昨夜一見セシ怪物征伐ニ出掛ケ漸クニシテ敵ノ在リカヲ探リ出シ候處、一ノ斥候來リ告グ。

公等戰前ニ我軍ノ生畫ヲ見ヨト。生畫トハ何ゾヤ、曰ク生畫トハ生畫ナリ、我軍律ニテ一見ノ上ナラデハ豫メ告グル不叶ト。依ツテ生畫ヲ見ルコトニ決答ス。乃チ到レバ、監督婦來リ曰ク公等四ノ好敵花ヲ手折リテ階下ノ鏡室ニ入レト、三傑カクシテ將机ニ坐ヲ占ム。號令シテ曰ク「タブロー」ヲ始ムベシト(即チ生畫ナリ)好敵等頭上ノ飾花並ニ細腕ノ金輪ヲ去リ、終ニ蟬衣ヲ脱シテ天與ノ毛皮バカリトナル、乃チ敵味方ヲ分チ双方ヨリ喇叭(キスノ音)ノ合圖ニテ、敵陣

ニ突入ス。暫クシテ凱歌ヲ唱へ退陣セシガ、孔明ノ八陣、「モルトケ」ノ戰術ニモ未ダ見聞セザル陣取ニテ三傑旗ヲ卷キ刺刀ヲ脱シ降伏セリ。

戰勞ヲ慰スルタメ壹樽ノ酒ニ菓物ヲ添ヘテ三傑ヨリ敵陣ニ贈ル。コノ賜物ニテ一ツノ新シキ陣ヲ敷キ三傑ノ御覽ニ入レントテ兩敵甲印ナル一敵ヲ捕ヘテ右手ヲ取り兩敵ノ肩ニ掛ケシメ殘ル乙印ハ甲印ノ〇〇ニ入り、甲印ノ兩足ヲ己レノ兩肩ニ乗セ終ニ甲印ノ體ヲシテ地ヨリ離レシメ三傑ヨリ下シ賜フ處ノ御酒ヲ甲印ノ……………(卅六字削ル)……………四ツノ好敵交ル／＼此戰狀ヲナシテ終ニ一樽ヲ盡ス。コヽニ於テ三傑堪忍袋ノ緒ガ切レ鏡室ニ留ル能ハズ各自本營ニ退ク穴賢。

右ハ乘船前差急ギ相認メ候ニ付御判讀寢床ノ中ニテユル／＼御一笑被下度候。

二月十八日夜

野 兒 樓 記ス

九段に帝都を睥睨した、品川彌二郎子の銅像が震災の秋、首が落ちてべちやんこになつたのも無理からぬ因果であらう。

とは云へ、後の外務大臣青木周藏が獨逸ボメラニア州の貴族の令嬢に想はれ、縱令百千萬ノ持參金有之且ハ歐洲ノ一公ニ封スト雖モ死ヲ誓ツテ——と結婚した月下氷人は、彼だつた。かの山

代屋事件として、一世を騒がせた野村三千三が(山代屋和助奇兵隊士時代の前名)

譽ある越路の雪と消えもせず、永らへてこそ耻かしきかな

と、辭世を記し殘して陸軍省で割腹した士魂商才。許婚のワツチ嬢が遙る／＼花の巴里から駆けつけて、山代屋和助の墓前に泣き伏した——悲喜劇、流石、鹿鳴館の歐化主義に伊藤博文の御先棒をつとめた品川彌二郎もべそをかいたとは、面白い逸話ではないか。

(三) 近衛篤麿の「ビクトリア女皇謁見記」

華胄界の新人として英名を謳はれた貴族院議長近衛篤麿公は、西園寺陶庵公に比すべき俊才だつた。幼時、芝山内の鮫島塾に於て角力を日課とした習慣は、徳川家達公と共に回向院の角通と云はれ、學習院長と三院兼任の綽名があつた。明治十七年、宮内卿伊藤博文は、其の翼を伸さんと公の宿志である海外留學の希望を達せしめた。

波あらし千里の海もすぎにけり いざ分けいらん文のはやしに

かくて霞山公は塊獨に留學しボン大學生となつたのである。全權公使青木周藏の斡旋で、ドクトル・シユラーの家塾よりライン博士に就て政治法律學を修習した。滯獨中の手記に、

小生ハ何モ藝ナケレバ、肉肴野菜ナドヲ買ヒニ行キ大根ヲ提ゲテ宿ヘ歸リ來ル時ナドハ、何ン

トナク氣ガトガメ大ニ困リ候。併シ久振リノ日本料理ニテ大ニ好味ヲ覺エ候。是モ洋行中ノ一話ト存候。

とある。次いでライブチヒ大學に轉んじ、廿三年「ドクトル・ユリス・ウトリウスクエー」の稱號を受けて歸朝した。

爾來、上院の新人として名望あり、松方内閣に文相候補と擬せられたが、其の入閣謝絶の書簡に——小肚有爲ノ政治家入閣ノ事ハ小生ニ於テモ今日尤モト存候得共小生決シテ之ニ當ラズ慚愧ノ事ニ候云々——更に山縣内閣の招聘にも應ぜず、貴族院議長に勅任せられて東亞の經綸育英事業に終始したのであつた。

明治三十二年煥帝即位五十年祝典式に外遊を命ぜられ、四月横濱を出航した。が、同船に布哇移民の航海中出産した者があり、公に名づけ親を依頼した。平民的な霞山公は、米船コブチツク號に因み星子——と命名した。其後布哇「ヒロ」の本邦労働者の愛兒を敬すること、猶主公に事ふるが如き者があつた。故を問へば、近衛公の名づけ親たる餘慶を告げるので閉口したと云ふ。

公がビクトリア女皇に謁見した日記に、

五月十六日午後二時松井代理公使來ル。同車ニテ「バツキングム・バレース」ニ赴ク。大禮服

白袴、女皇出御アリテ「ゾロイニング・ルーム」式ヲ行ハル、ガ爲ナリ。

各國外交官及ビ夫人盛裝シテ出ヅ。三時首席ヨリ順次拜禮シテ女皇ヨリ左ノ方ニ各親王各妃内親王等整列セラル。式部官ノ差圖ニ依リ進ム。順次ニ「ロード・チャムバレーン」ノ紹介ニ依リテ進ミ拜禮ス。

初回ニ拜謁ヲ許サレタルハ特ニ握手セラレ「ハンド・キス」ヲ許サレ、爵位高キ夫人ニハ其額ヲ「キス」セラル。女皇ハ高齡ノ事トテ半ニテ退席セラレ他ノ皇族ノ妃等拜禮ヲ受ケラレタリ。五時半ニ至リ全ク終リ退席ス。

公は又、東亞同文會長として歸國の途次、南清に立ち寄り武昌の張之洞と會見した。張の愛孫厚現を學習院に收容すべく依頼されたのであつた。霞山公が同文提挈の大義を唱道し其の拓殖論策は云はすもがな、北海道鐵道の敷設港灣の修築等に貢献したことは有名である。

しこ草のしげりし野邊をけふ見れば 咲かぬくまなき大和撫子

言論の自由、新聞紙の開放、古社寺保存等文化事業にも世道人心を匡救したが、麴町内幸町に城南莊、芝佐久間町に南佐莊を起し、明治二十年東京俱樂部、日本俱樂部を組織して、社交界の交際機關とし緩和會を作つたり、日本新聞を買収した逸話は今なほ人の話題に上る。が、アコラ

ス門下の秀才として將又名優マダム・ゴーチエの若き燕であつた西園寺公の悪友光妙寺三郎（代議士）と狭斜の巷に出入したこともあつた。

琴情詩景夢茫茫々 二十年前舊酒場 無數楊柳生意盡 傷心不獨爲三郎

印度洋上、離萬の酒を汲んでお花さんの膝に望月を賞した陶庵公が、大統領ウイルソンから首飾を贈られたやうな歐米女見物の雪月花旅行は、近衛霞山公亦得意とする所だつた。

維新前後の洋行犠牲者

維新前後知識を世界に求めて海外に留學した各藩の俊才中、萬里天涯の異境に蹉跎して非命に屠れた者も尠くなかつたが、長州藩の山崎小三郎の如きは尊い犠牲者であつた。彼は八組士山崎新作の嫡男、弘化元年長門萩に生れた。萬延元年七月十二日、父新作が病死したので其の家を繼ぎ、祿高四十三石を領した。

文久三年八月五日、癸亥丸の乗組員となり元治元年七月十一日、同艦檢役事務執行を命ぜられた。慶應元年三月二十四日、癸亥丸總督となり、二十八日其の職を免じ兵學修業のため馬關へ派遣された。次で四月十七日海外事情調査の名を以て横濱實は英國に留學を命ぜられたのである。

長藩は文久元年十二月十九日杉徳介（孫七郎前名）をして、幕府の外國奉行竹内下野守以下六名の隨員に従はしめ、英佛二國其他各國を巡遊して其の形勢文物制度を視察させたが、更に伊藤春輔、井上聞多等は文久三年五月十二日夜、横濱から海軍修業のため英國に赴いた。とは云へ例の馬關砲撃に急遽歸國して、攘夷戰の無謀を諫止したのであつた。

が、高杉晋作を始め伊藤、井上は再遊の志あり、長藩が銃艦購入に際して海援隊の坂本龍馬、上杉宗次郎等の斡旋で薩長聯盟の端緒開け、乙丑丸事件に上杉は自盡したが、其の起因は長藩より洋行の企圖が暴露したからであつた。

嚮に伊藤井上と共に英國に留學した野村彌吉(井上勝)、山尾庸三、遠藤謹助はロンドンに在つたが、前記山崎小三郎は南貞助と共に殆んど懐中無一物でやつて來た。

伊藤春輔より井上木戸(孝允)宛の書翰に左の如くある。『當正月仕出之英ヨリ野村書簡相達申候處遠謹介歸國之模様ニ被察申候此節無程着船乎ト奉存候山崎小三郎南同行之處、兩人共無金ニテ着英之上大ヒニ困窮朝夕衣食之事モ難レ辨晝食共衣服ヲモ不替、且居處ニ火爐等モ無レ之深冬ヲ凌キ誠ニ無窮之貧困ヲ致候由』

とにかく、學資金なく着英の後「クーパー」の家に在つて曠日彌久、終に癆咳(肺病)となつた。時に「ハリソン」なる者あり、毎日二十五バウンドを割愛して「ドクトル・ウィリアムソン」の家に轉居させた。が、「ウィリアムソン」夫婦の手厚い看護も其效なく慶應二年三月あたたら有爲の材もロンドンで客死した。

年二十三、「男子立志出郷關」とは云へ、學成らずして骨を異國に埋めたのは惜しみても餘

りあり。伊藤の書翰に、

「此節英人「ホーム」ト申人本國ヨリ渡來申ニハ、山崎ハ當 March 之始頃終ニ病死仕候ト申居候實ニ不堪ニ悲泣ニ事ト奉レ存候野村書中ニ云ラク山崎之病氣畢竟衣食不レ足朝夕餘リ之困難ヲ經其上異郷言語等モ不レ通且ハ自國之事ヲ煩念シテ不レ休、終ニ此病ヲ醸スニ至ル此以後ハ必ず外國へ人ヲ出スナレバ先ヅ金等ノ事ヲ辨、其上ナラデハ決テ送り呉レ不レ申様トノ事ニ御座候、野村ハ分祈精密學ヲ執行仕候由、山尾ハ「スコットランド」ニ在テ造船局ニ入候由、兩人共隨分學業成立ノ由云々」

尙ほ、高杉晋作が木戸、井上に宛てたる書狀にも、

「倫頓ヨリ書翰到來遠藤ハ今年正月頃出立此節飯國様子ナリ、此ニ可レ驚一事アリ義弟同行山崎生倫頓ニテ病死ス是亦金ナドモ少ク寒貧ヨリシテ病ヲ起シ候様子ナリ、可レ悲可レ愧是亦國家耻辱之一端ナリ、此事ナドヲ君上へ聞セ致セナバ嘸々御歎息ト奉レ察候、實ニ此兩人難義ヲ見候様子ニ御座候、遠藤ハ學文モ不出來ヨリ歸國セシ様子也山尾野村隨分能出來候様子左スレバ兩人之遊學料ハ御送り相成候テモ不レ惡奉レ存候山口へ被レ仰越、春輔之使ニ御託シ有レ之度奉レ頼候山崎モ殘念ハ殘念ニ御座候得共日本人ニテ埋骨西洋候者未レ無レ之長門人之先鋒是亦他邦ニ勝レル處同人

之薄命ハ可レ悲ナレドモ如レ此名臣アルハ國家之盛ナルナラズヤ少々遊學料ヲ惜ム位ニテハ困入候
政府左様御傳聲奉レ頼候」と、暗に自己の洋行費捻出をも諷示してゐる。

かくて山崎小三郎の遺骸は「ウイリアムソン」夫妻等の厚意に依つて、特に士官の禮葬を以て
ロンドンの瑩域に葬られた。が、晋作は更に要路に建白して「倫頓府ヨリノ書翰御一見之上政府
御送金被レ下候様奉レ頼候山崎ヲ士官之禮ヲ以葬リ候由是ハ君上ヨリ「ミニストル」迄御書面ヲ以
テ御一禮有レ之事ト奉レ存候」と上聞を煩はした。

然しながら山崎小三郎等が其の窮乏を藩府へ訴へたのは再三でなく、恰も長州藩は内に俗論正
義の抗爭、外に四國聯合艦隊の馬關砲撃に引き續き、京師變動防長再征等内憂外患交々到り、そ
れ所ではなかつたのである。

一 翰呈上仕候御國家急迫嗚々萬事御苦心不ニ容易ニ奉レ存候當境共ニ三人ニ於テハ無事勉強盡力
仕候乍レ憚御推察可レ被レ下候

一 貞助住居亦稽古金如何成シ被レ下候哉進退不レ得ニ我意ニ實ニ何ノ處ヨリカ宜敷以ニ御思慮御周
旋可レ被レ下偏ニ奉レ願上ニ候若シ不レ成ニ御運出ニ御形勢候ハ、速ニ御呼歸可レ有レ之候是亦無益ト
ハ相考候得共仕方無レ之奉レ存候

一 他ノ書狀ハ六十六年三月、受取夫ヲ横濱「ハリソン」ヘケ様之心實ニ對ニ異人ニ甚ダ可レ耻次第
當境ニ於テモ薩人ハ宜敷一寸長門ノ貞助一人空ク非人屋ニ入り何モ不レ得レ取猶又家ハトニ角陸
軍學ハ其丈ケノ費金無レ之而ハ不レ可ニ出來亦無益ニ消ニ日月ニ之程淺念千萬奉レ存候何卒速ニ御
周旋可レ被下候

南 貞 助

二 白無ニ御短慮ニ御國之爲ト御盡力可レ被レ下候

洋千八百六十六年三月九日認ム

政事堂諸君子様

(從ニ萩地ニ報知其外繼立書簡)

以上は同行の南貞助が藩府へ呈上した歎願書であるが、薩藩の留學生等に比して悲惨であつた
ことが察知されるであらう。

南貞助は慶應三年歸朝後、明治三年閏十月東伏見宮に從ひ再び英國に赴いたが、「ブールス・カ
ンパニー」とか云ふ幽靈銀行の手代となり、かの岩倉大使等の一行の躰練金を捲き上げたり、尾
崎三良等留學生の學資をふいにした相當悪辣な策士だつたが、大村益次郎に取り入り北海道へ渡り、
外國官判事として例の外國人土地私有十九ヶ條の契約問題に絡まつて、杖八十、六十日間謹慎の

咎罰を蒙つた札つきの人物である。

山崎の死に先だつて英國に居た野村、山尾は明治元年歸朝し、夫々政府の高官となり子爵を授けられた。が、學業成らずと稱せられた遠藤謹助さへ遣兵監となつた。山崎小三郎が其の才幹を惜まれたのも道理、慶應二年四月十五日左の如く香花料を賜つたのである。

金拾兩 無歩引

代業屋次郎右衛門 山崎小三郎跡

右小三郎事去丑四月兵學爲ニ修業ニ横濱被ニ差出置ニ候處海軍學術拔群令ニ出精ニ折柄奮發せし爲遠路罷越一際勉強いたし志神妙之事に候處不遂ニ其志令ニ病死ニ別而御不便思召候依レ之香花料之御心持を以前書之通り頂戴ニ仰付ニ候事

右慶應二寅四月十五日於御藏元軍人申ニ渡之

(御賞美帳地方之分)

因に洋行者の年齢を列舉して見ると、

杉德輔(二十七才)英、佛 文久元年十二月より同二年十二月歸朝

高杉晋作(二十四才)上海 文久二年正月より同年八月迄

伊藤春輔(二十三才)英京 文久三年五月より翌元治元年六月歸朝

井上聞多(二十九才)同上

野村彌吉(二十一才)同上 文久三年五月より明治元年歸朝

山尾庸三(二十七才)同上

遠藤謹助(二十一才)同上 文久三年五月より慶應二年三月歸朝

山崎小三郎(廿八才)同上 慶應元年四月十七日英國に留學病死

南貞助(二十五才)同上

其の後、明治初年に於ては、

大和七之允、志道(井上侯實子)、木戸正次郎(木戸侯兄)、杉野礪、長松脩造、杉村甲熊、佐々

木和三郎、福原和勝(小笠原武英兄)、梶山鼎介、刺賀超介、繁澤昌三郎(周布公平兄)、矢泉作郎、

澤山保羅、内海忠勝、北條源藏、伊勢煥(萬延元年米國)、桂右衛門、杉盛道、吉川重吉、田中泰吉、

等多士儕々、之等の留學生の評判に就て明治六年六月の新聞雜誌百七號に、「一八七二年(明治五

年)九月二十日入學日本童子四人金子堅太郎十五才、田中泰吉十四才、團琢磨十三才、吉川長吉十二

才私塾につき六ヶ月語學を學び、それより入學したりしが、其成績優良同級諸生の模範たり。英

文を作ること殆んど教師の添削を要せざるまでに巧妙なり。吉川は華族吉川從五位の弟、田中

は其の從者、金子は福岡縣士族なり」とある。東京府華族 東久世通輝二十三才、右一年十一ヶ月間留學、同三年十一月歸朝、右學業未熟試験難受旨申出候事。などに比較して、後年貴族院研究會を牛耳つた、吉川重吉男は俊雋であつた。

明治三年十二月二十二日、政府は海外留學規則を定めて留學を官選と私願に別ち、留學生には渡航免狀と留學免狀を給するの條項があつた。が、其の形式は、

覺

- 一 願濟之國々之外猥に他國へ罷越滞在等いたすべからず歸國の期限を延引すべからざる事
- 一 外國の人別に入り候儀は勿論、他國の宗門に入るべからざる事
- 一 御條約の趣を守り誠實を以外國人と相交るべく事

明治元辰年十二月三日

兵庫縣裁判所

之れ本邦海外旅行免狀の第一號であるが、明治四年三月「山口縣南吉敷郡百姓平原多作今回商法旅行トシテ英國ニ留學センガ爲メ願出辨官ニ進達セルヲ以テ許可アラシコトヲ外務省ニ申請」したる願書には、

(伺届控壹)明治四年

一 學費壹ヶ年洋銀千枚充但自費

南吉敷郡百姓 平原多作 (未貳拾歳)

右商法爲ニ修業ニ英國差越度段辨官迄願出候處被ニ

聞食届ニ候付御印章御下渡奉願候已上

辛未三月

山口

藩

外務省御中

とある。ジャン切り頭を叩いて見れば、文明開化の音がした明治の初年、高襟ハイコリの洋行戻りが如何に巾を利かせたことか、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。

お雇外人物語

知識を世界に求めて云々の御誓文の趣旨に基き、維新前後、萬里波濤を蹴つて洋行した各藩の俊雋は夥しい數に上つたが、明治政府を始め諸藩府の有志者が外人を雇用して新文化の啓發に努力したことは、昭和の今日特筆大書しなければならぬ。中には死馬の骨に等しき教師もないではなかつたが、法律學のボアソナード博士やフルベッキ、ベルリン等の碩學が幾多の俊才を指導したのであつた。

今、其の一例として長藩に於ては、慶應元年三田尻に海軍學校が設けられ、米國人ベデルが來て英語の傳習を始めたが、明治初年には英國人ダルネー夫妻を山口に、スチーブンを岩國に雇用して先づ語學の修習より其の歩を進めたのである。

明治三年の冬、獨乙語の傳習が開け、山口の明倫館にドクトル・ベルリンが來た。彼はラチンアラビヤ語にも通じ、其の博識は「山口に過ぎたるものが二つあり、五重の塔にバウル・ベルリン」と謳はれた程である。が、明治六年、任滿ちて山口を去り、萩の博習堂に獨人ヒレルが雇用

された。

其の頃の傳習は、蘭獨日對譯の二重手間を執り長崎版のズーフの字引を用ひたと云ふ。門前の小僧習はぬ經を讀むでエンテ、デル、ヒルとかデス、デン、デル、デ等口癖に喋つたとは、村田峯次郎翁の述懐である。學用品も山口湯田の一本松に松屋太兵衛と云ふ洋品店が開業され、長崎から罌紙、インク、ペン先、ペン軸、鉛筆等を仕入れ、高價に賣捌いたのも此の頃であつた。

それから、新興獨乙の兵式操練は未だしであり、奈翁崇拜の佛國式が採用されてカピタン・クロゼーが雇用された。が、口の悪い連中は「肩擔劍銃「蝸出」角 腰着「太鼓」蟻引」米 口唱「號令」如「犬吠」と狂詩に揶揄した程、ペトロン(小隊)スクール(教練)とかバタイロン(大隊)スクールと云つた和蘭兵式より、「アンナバン、ナマルシヨン、ノーソン、デユ、クレオン」などと軍歌勇しく秋谷臺を練り歩いたさうである。

廢藩置縣の前に外人を雇備することは一時中止したとは云へ、明治四、五年より西南の亂迄には尙ほ各地に其の滯留を見たが、今、外人雇入に就て布告された契約書人名等を掲出して見よう。

一、外國人雇入ニ付而ハ國人名其他云々付之出之事但別紙布告書有之
ベルリン 國名獨逸北部聯邦

人名ドクトル、ベルリン

學科獨逸學教授 給料一ケ年三千ドル

期限明治四年正月十日ヨリ洋曆ニテ三ケ年

雇地 周防國山口 雇入横濱 年齢 貳拾九才

クローゼー 國名佛蘭西

人名カピタン、クローゼー

學科佛蘭西兵式教授 給料一ケ年四千ドル

期限明治四年五月十三日ヨリ洋曆ニテ二ケ年

雇地 周防國山口 雇入横濱 年齢 參拾貳才

因に、クローゼーと大屬藤井勉三との間に契約されたる條項を誌せば、當時の雇傭關係が察せられるのである。

佛蘭西國加比丹クローゼー君と山口藩藤井勉三トノ間ニ約定スル件々

第一條 クローゼー君山口ニ來ル上ハ佛蘭西兵式ノ教授專業タルベキコト

第二條 生徒ノ學則ハクローゼー君ノ意ニ任スベシ然レドモ其他ノ事件ハ學校少參事ノ差圖ニ從

フベキコト

第三條 雇入年限二ケ年ノコト

但我明治四年五月十三日即チ洋曆千八百七十一年第七月第一日ヨリ同一千八百七十三年六月三十日迄

第四條 給料ハ洋曆ヲ以テ一ケ年四千メキシコドルニシテ即チ一ケ月三百三十三ドル餘ナル

ベシ故ニ毎月初五日迄ニ相渡可レ申事但給金ハ定約取極候日ヨリ拂方可レ致候事

第五條 山口ニ於テ相應ナル居室ヲ仕向ケ可レ申候尤家財貸渡料並居室修覆料トシテ四百ドル横濱ニ於テ之ヲ渡シ向後ハ不レ渡候事

第六條 衣服食料婢僕等ノ費用ハ此方ヨリ一切仕向不レ致候事

第七條 クローゼー君自分勝手ヲ以テ年限暇ヲ乞フトキハ其日ヨリ給金ヲ拂ハズ若シ此方ヨリ暇遣シ候節ハ年限中ノ給金不レ殘可渡レ事

第八條 横濱ヨリ山口迄ノ旅用及ビ年限終候節山口ヨリ佛國迄ノ旅用ハ此方ヨリ拂方可レ致事

第九條 クローゼー君萬一其其業ヲ怠リ招待ノ主意ニ叶ハザルトキハ年限中タリトモ其給料ヲ其日迄渡シ、差歸シ可レ申事

第十條 若シクローゼー君多病ニテ教授不調ノ中ハ其日迄ノ給金ヲ渡シ此方ヨリ本國迄差歸シ
可レ申事

第十一條 クローゼー君山口ニ滞在中此方ヨリ案内者附添可レ申候夜中ハ勿論白晝トテモ獨歩ハ
用捨アルベシ

第十二條 クローゼー君山口滞留中爭論出來致候節ハ山口藩撰ブ所ノ役人ト佛國公使命ズル所ノ
佛國人トノ裁斷ニ任ズベキ事

明治四年五月七日

山口藩大屬 藤井勉三
佛國人 クローゼー

尙、外務省よりも左の如き通達があつた。右雇中ハ御國人同様接待イタシ内地通行モ無故障ニ
相通可レ申事——東京に於ても、明治五年三月二十九日、明治大帝は大學南校に臨幸され、外國教
師フルベツキ等に對し優渥なる勅語を賜つた。今太政官日誌を抜萃して見れば、

壬申三月二十九日

第九字南校へ行幸アラセラル文部省勅任官御禮申上續テ御雇教頭フルベツキ拜謁次ニ諸局へ臨
御次ニ教場へ出御フルベツキ隨從ス 教場ニ於テ内外教官補其生徒ヲ引率シ來リ 講義手術等ノ

フルベツキ

課業ヲ天覽ニ供ス畢テ御雇教師へ勅語左之通

從來南校教頭トシテ盡力ノ段朕甚タ之ヲ嘉ス 朕更ニ汝ノ勉勵シテ生徒ヲシテ益々研學懈タラサ
ラシメンコトヲ望ム

當時の御雇外人名を列擧すれば、

ガロー	マイロ	グリフイス	ワグネル	ビジョン
レビシエ	ホール	ハフス	ローゼンスタンク	ホイマーク
メイジヨル	ホントーヌ	ウエーダグ	クニツピンク	グリーンフエン
ウキルソン	スコット	リベロール	シエンク	

因に明治五年春の統計に據れば、御雇外人總數二一四人、一ケ年俸給高五十三萬四千四百九十三
元、同六年五月の新聞雜誌九十五號には

文部省	三二一人	二九六、九六〇弗
大藏省	一三三人	二〇、〇〇〇弗
工部省	一二人	一三、九〇〇弗

宮内省	二人	二、〇〇〇弗
開拓使	二三人	二二、四〇〇弗
醫事寮	一人	一、〇〇〇弗
計	三八五人	三五五、六〇〇弗
内女	五人	

之れ世界の相場になきことゝ外人の述べた程、新文明の輸入に明治政府が如何に莫大な費用を要したかを知るに足りやう。

鐵道開通物語

一八一四年英人スチブソンが蒸気鐘を發明してから、一八三〇年にはリバプールとマンチエスター間に汽車が開通した。

之れ世界に於ける鐵道の嚆矢であるが、我國に於てはそれに後ること四十二年、即ち明治五年（一八七二年）九月新橋横濱間十八哩が全通したのであつた。此の計畫は維新早々英國公使パークスに依つて唱道され、明治二年十一月、時の大藏卿伊達宗城、同大輔大隈重信、同少輔伊藤博文等が外債百萬鎊を以て工事に着手した。

英人技師モレルをして材料器械を輸入し明治三年四月工を起し、四年九月モレルが死んだので更に英人ボイルを技師長に擧げ、五年五月先づ品川横濱間が開通し、九月新橋鐵道館が成つて明治大帝の臨幸を仰ぎ、開業式を行つたのである。

新橋の鐵道開き濱御殿　今一度のみゆきまたなん
 蒸汽車の走るは見えて石炭の　燃ゆる思をさしもしらしな

と謂つた百人一首もどきにも、國民の喜悅が窺はれる。幕末黒船時代から、「火輪車」、「岡蒸氣」
 「火の車」と云つてベルリの献上品にも其の模型はあつたが、キリシタンパテレンの魔法とばか
 り當時の笑柄を物語つて居た。

トツテボツボ／＼／＼汽車と競走する韋駄天があつたり、鐵道自殺と云ふ新しい往生も發明さ
 れたのである。が、超特急の開通に因んで往時の史料を掲載して見よう。

○郵便報知新聞明治五年九月の條に

第十七號

九月九日鐵道開業式被_レ爲_レ行候の處連日雨天にて更に十二日開業式被_レ爲_レ行たり。

本日第九字 御出門第十字新橋 御發車 第一字 御歸車 横濱 行幸之間「ステーション」
 構内にて烟火を揚げ輕氣球を飛ばす。

第二字御歸轅後濱殿の園庭にて諸藝あり、諸人拜觀を許され切手を下し、充飢のため赤飯の折
 を與へ賜ふ。同所海面にて今夜烟火の戯れ有りどぞ。

今般鐵道竣功に付開業式被_レ爲_レ行臨幸御列

御先東京府屬騎馬二行二列中央同知事騎馬騎兵二行廿五騎二列 御馬車御左右侍從騎馬二行御

跡騎兵廿五騎二列 太政大臣馬車西郷參議大隈參議板垣參議馬車 宮内省馬車二列 中山從一
 位徳川從一位二條正二位松平正二位大原從二位中御門從二位池田從二位毛利從三位澤從三位島
 津從三位馬車等

○鐵道開業ニ付臨御ノ節兵隊祝式

一、新橋鐵道館並ニ横濱鐵道館ニ各近衛歩兵一大隊ヲ置キ、天皇臨御ノ節横隊ニ布列シ捧銃式ヲ
 行ヒ喇叭ハ、「オーシャン」ノ曲ヲ吹カシム 還幸ノ節同斷

一、御上車ノ刻近衛砲隊日比谷操練場ニ於テ祝砲百一發ス 横濱御着車ノ刻ハ東京鎮臺砲隊横濱
 ニ於テ祝砲同斷

一、同日 天皇新橋鐵道館へ臨幸ノ節御道筋大手ヨリ幸橋邊近衛歩兵三大隊幸橋ヨリ新橋鐵道館
 迄ノ間東京鎮臺歩兵三大隊布列警衛ヲ爲サシム

一、御道筋 皇居ヨリ櫻田御門夫ヨリ練兵所臨左へ幸橋外左へ新橋鐵道館
 鐵道開業ニ付臨御ノ節海軍祝式

一、當日 御出發ノ時品海碇泊ノ軍艦ヨリ廿一發ヅ、賀砲ヲ放ツ
 一、横濱 御着車一時同港碇泊ノ軍艦モ同斷

一、新橋ニ樂兵隊ヲ出シ御發車御歸車ノ時樂ヲ奏ス
とあり、其の次第は左の如くであつた。

○臨幸鐵道開行ノ式

一、本日朝第九字 御出門供奉ノ列本式ノ行裝ニテ護兵ヲ列ネタル豫定ノ街頭御通行新橋鐵道館
ニ行幸^{着御ヨリ}ノ際^{國旗ヲ擧ケ}工部省長官鐵道頭其奏任官^{式部}ヲ率ヒ欄廊ニ奉迎シ直チニ長官頭
先驅トシテ館内ニ入御此處ニテ外國公使^{禮服用}並勅任官拜迎此時各國公使へ御會釋アリ外
務卿之ヲ傳フ鐵道頭其掌管ノ鐵道圖一卷ヲ奉獻ス^{外務卿披露}
此禮終リテ長官頭等前驅トシテ 進御出頭ノ奏任官^{式部}南廊ノ側ラニテ拜禮此ヨリ外國公使勅
任官及工部省ノ奏任官供奉ノ列ニ加ハリ列ヲ正シ徐ニ乘車場ニ御進行列車ニ入御一同乘車
一、第十字同所ヨリ十輛ノ列車ニテ御發行第十一字橫濱鐵道館ニ着御^{御着車ノ時國旗音樂}
長官鐵道頭先驅供奉列ヲ正シ乘車場ヨリ徐ニ御進行神奈川縣令同所居合奏任官^{各國領事}同所
ノ鐵道掛奏任官御雇外國人職長等館内ノ兩傍ニテ拜迎^{縣令以下}館内ヲ御進行便殿ニ 御着座供
奉列ヲ始メ縣令各國領事等正シク立列ス此時中外衆庶へ勅語アリ次ニ外國公使祝詞ヲ上ツル勅
答アリテ後外國商人頭取便殿ノ階上ニ昇リ祝詞ヲ申上ク外務卿 御答辭ヲ傳フ次ニ橫濱ノ我

商人頭取祝詞ヲ上ツル縣令 御答辭ヲ傳フ畢テ館内樓上ノ一室ニ 御休憩

一、第十二字同所ヨリ 御發車供奉及諸式前ニ同シ第一字 新橋鐵道館ニ還御^{御着車ノ時國旗}直チ

ニ同所ノ便殿ニ 御着座供奉ノ列盡ク立列ス奏任官亦之ニ列ス勅語アリ^{此時諸官員}大臣百官ノ

總代ニ祝詞ヲ上ツル終リテ衆庶へ勅語アリ東京商人頭取祝詞ヲ上ツル 知事御答辭ヲ傳フ後工

部省長次官大小丞並局長鐵道頭及ヒ同寮ノ奏任官御雇外國人ノ職長等^{式部仰ツ奉}へ御賞詞アリ

工部省長官祝詞ヲ上ツル各國公使へ御會釋アリ了リテ御歸轡夫ヨリ外國公使大臣參議勅任官工

部省奏任官延遼館ニ至ル

天皇陛下ノ幸福鐵道盛大ノ祝酒アリ

鐵道開行ニ付御布達等ノ事

一、九月九日東京橫濱ノ間鐵道開行ノ趣國內ニ御布告外國諸公使ニモ其筋ヨリ告達之事

但九日延引十二日ナリ

一、本日勅奏任官ハ 御所ヨリ供奉ニ列スルノ外、都テ新橋鐵道館ニ出頭ス可ク御沙汰ノ事

但シ着服直垂ノ事

外國諸公使ヲ本日同所ニ招請ノ書翰ヲ外務卿ヨリ贈ル事^{公使ニ列スル官位ノ外國}

^{人居合サバ同様招請ノ事}

- 一、本日ハ祝日ニシテ右ノ開行ヲ衆庶縱觀ノ恩許豫メ御布告ノ事
- 一、横濱在留各國領事ノ望アル者ハ縣令ト立列シテ拜禮ヲ許ス旨縣令ヨリ達スル事
- 一、東京在留ノ各國領事ノ望アル者ハ横濱鐵道館ニ來リ同所ノ領事ト立列シテ拜禮ヲ許ス旨東京府知事ヨリ達スル事

- 一、都テ居合ヒノ外國官員領事以上ノ者豫メ或ハ臨時ニ式ニ加ハルヲ願フモノハ領事ノ席ニ列スルヲ許ス尤場所滿テ餘地ナキ時ハ之ヲ辭スル事

右三ヶ條外務省扱之

附 錄

- 一、本日出頭ノ判任官ハ袴羽織ノ事
- 一、途中鐵道枝館毎ニ障碍ナキ場所或ハ其近傍又ハ鐵道線ノ兩側ニ於テ男女ノ縱觀ヲ許スヘキ事
- 一、鐵道諸館及ヒ其線傍必要ノ場所毎ニ邏卒ヲ配リ置ク事
- 一、本日前朝第八字横濱ヨリ列車ヲ出ス同所居留ノ公使及ヒ登棧ノ印票ヲ持テ新橋ニ來ル者ヲ載ス夕五字半新橋ヨリ列車ヲ出ス右ノ人々横濱ニ歸ルヲ送ル
- 一、本日ハ右往返列車ノ外平日ノ列車ハ休業ノ事

- 一、本日鐵道館内ニ棧棚ヲ架シ之ニ登ルヲ許ス印票ヲ鐵道寮ヨリ出シ内外ノ紳士豪家及ヒ其姑娘ノ來リ見ン事ヲ望ム者ニ與ヘ又官省使府御雇外國人各國領事等ニ之ヲ送ル事

但シ印票ハ期日ヨリ早く出ス可シ

- 一、本日濱離宮ノ園庭ニ諸藝人ヲ集メ官員衆庶ノ歡樂ニ供ス

- 一、衆庶ノ縱觀ヲ恩許ノ上ハ鐵道館ノ地内障碍ナキ所ニ下等ノ庶民ノ群集ヲ許シ又鐵道寮ヨリ出ス右ノ印票ヲ持來ル紳士豪家及ヒ其姑娘等ハ右ノ棧棚ニ登ル事ヲ許ス

此ノ輩ニ後濱離宮ノ園庭ニ入り諸藝其外ノ縱覽ヲ得其飢ニ充ルタメ赤飯折ヲ印票ト引替ル事

ヲ得

- 一、夜ハ鐵道館濱離宮ニ賀燈ヲ點ス又濱離宮ヲ遠ク離レタル海面ニ烟火ノ戲ヲ設ク
- 一、横濱行幸ノ間新橋鐵道館構内ニテ烟火ヲ設ケ輕氣球ヲ飛ハス
- 一、棧棚賀燈烟火横濱モ同シ

それから勅語を賜り、横濱に於ては商人總代原善三郎、外人總代マルシャル等の祝辭を受けられ叙感置はしく御歸還遊されたが、今其れを一括して参考のため記して見よう。因に鐵道は一日

六往復、一等一兩二朱、二等三分、三等一分二朱の賃金で、後、上等壹圓五拾錢、中等一圓、下等五拾錢に改められた。

○鐵道開行ニ付百官ヘ勅語

今般我國鐵道首線工竣ルヲ告ク 朕親ラ開行シ其便利ヲ欣フ 嗚呼汝百官此盛業ヲ百事維新ノ初メニ起シ此鴻利ヲ萬民永享ノ後ニ惠マントス其勵精勉力實ニ嘉尙スヘシ

朕我國ノ富盛ヲ期シ百官萬民ノ爲メニ之ヲ祝ス 朕又更ニ此業ヲ擴張シ此線ヲシテ全國ニ蔓布セシメンコトヲ庶幾ス

○太政大臣始祝辭

東京横濱ノ間鐵道ノ工成リ爰ニ我 天皇陛下群臣ヲ率テ親臨其開業ヲ祝ス臣等此盛典ニ於テ謹テ一辭ヲ奉シ之ヲ祝ス 抑國益ヲ興シ民利ヲ與ルハ經世ノ要治國ノ務トス

陛下大政維新ノ始ヨリ夙夜勵精百度皇張大ニ更始スル所アツテ全國ノ景象漸ク昌盛ノ運ニ進マントス 乃チ此工業ノ如キ國ニ益アリ民ニ利ナル固ヨリ言ヲ竣ス 是偏ニ 陛下ノ勵精ト群臣ノ協力トニ由レリ臣等更ニ望ラクハ此舉ヲ首歩トシ其大益厚利ヲ全國ニ治カラシメ人民ヲシテ永世感戴シテ不朽ニ傳ヘシメン事ヲ

○東京人民ヘ勅語

東京横濱間ノ鐵道朕親ク開行ス自今此便利ニヨリ貿易愈繁昌庶民益富盛ニ至ラン事ヲ望ム

○東京人民奉祝之詞

已己之春東京ヲ帝都ト御定メ 御遷座遊サレシ以來官能ク束縛ノ政ヲ解キ民自ラ自由ノ權ヲ得ルノ勢日々進ミ保護ヲ蒙リ生業ヲ安スルハ全ク上至尊ヨリ下庶人ニ至マテ共ニ天賦ノ福ヲ享ケ共ニ地有ノ利ヲ分タントノ厚キ 御仁慮ナル事言ハスシテ明カナリ 恐レナカラ共美舉屈指ニ違アラサル程多キ中ニ 今般東京横濱ノ間鐵道成レリトテ忝クモ 幸臨マシマシ、御躬親ラ之ヲ開セラレ其大典ノ縱覽ヲ庶人ニ恩許アルノミナラス事勿體ナクモ有難キ勅語ヲ賜ル事我國千古未曾有ノ盛業ヲ開御ノ機ニ當リ 又千古未曾有ノ慈心ヲ施シ賜フ衆皆手ノ舞ヒ足ノ踏ムヲ知ラス

熟ラ鐵道ノ利ヲ惟ルニ東京横濱ノ間僅ニ一日ノ里程ヲ隔ツルスラ從來人ノ往還物ノ運輸障碍少カラサリシニ今ヤ之ヲ瞬間ニ縮メ貿易ハ勿論諸事便ヲ得ル事多シ 況ヤ此線全國ニ蔓布スルノ日ニ於テヤ其便ニ依リテ人皆隔遠ノ地ヲ近隣ノ如ク自在ニ往復スルヲ得

國民和親ノ情因テ厚ク財寶融通ノ便因テ大ナラン事更ニ疑ヲ容レス 終ニハ舉國協力同心シテ商業ヲ盛ニ興シ國ノ富ヲ大ニ進メ以テ有名ノ外國ト峙立スルノ基ナラン 此盛業ヲ朝政一新國事

多端ノ央ニ興シ賜奉命ノ官員努力シテ急ニ其功ヲ奉スルハ全ク奇巧ノ機關人智ヨリ出世上ノ便ヲ助クル事ヲ我等衆庶ニ示シ頓ニ愚昧ノ夢ヲ醒シ漸ク人智ヲ開キ普ク文明開化ノ域ニ至ラシメントノ厚キ御意ナラント唯感泣ノ外ハアラス 嗚呼我等衆皆何ノ幸カ此ノ如キ明德ヲ備ヘサセラルノ君ヲ戴キ此ノ如キ鴻恩ニ浴スルノ臣下ナル事喜千歳ノ一遇ニ非ス乎 然ラハ我等衆皆愚蒙ト雖モ爾今憤發シ協力同心シテ以テ我國益ノ一端ヲモ助ケ奉リ此鴻恩ノ一毛ナリトモ酬イ奉ラスンハアル可カラス

故ニ今爰ニ數行ノ賀言ヲ叙ヘ以テ 天皇陛下ノ明德萬世ノ下ニ垂レ我億兆ノ民餘慶ヲ蒙ラン事ヲ謹ンテ祈ル 仰ク君萬歳君萬歳

○東京人民ヘノ御答辭知事傳宣

祝言喜ハシ汝等自ラ其意ヲ體シ其功ヲ奏セヨ

○工部省員ヘ勅語

工部省並鐵道寮官員同御雇外人ヘ

汝等殊ニ勉力事ニ從ヒ此功ヲ奏ス朕満足ノ至ニ堪ヘス且是レ外國人ノ職長等熟練ノ力ニ依ル朕之ヲ嘉賞ス

工部省長官始祝詞

臣 等

誠恐謹言ス今般東京横濱間ノ鐵道成功ニ因リ 天皇陛下臨幸大ニ開行ノ典舉サセラレ百官萬民ニ勅宜ノ後當承ノ官員獎勞ノ論論ヲ蒙ル臣等幸ニ遭逢シ盛儀ニ拜列シ又此 恩諭ヲ蒙リ觀欣悚懼竝至リ感激ニ堪ス候 臣恭シク考候ニ抑此大業ノ竣功ヲ得ルハ其始メ二三ノ重臣衆口ト叙智明斷トニ因リ 太政維新國事多端ノ際ニ於テ此大工作ニ創起セラレ大藏又能ク廣費ヲ廣支シテ竟ニ此首線ヲ成就シ始テ鐵道ノ至便ヲ衆庶ニ明示スルニ由リ朝野舉テ此鴻業ノ興隆ヲ企望スルニ至ル是全ク 陛下ノ大仁ニシテ即チ萬民ノ幸福ナリ臣等切リニ微勞ヲ有シテ敢テ恩賞ニ當ランヤ更ニ今又其盛典ヲ舉行セラル、ニ當リ 陛下皇國ノ富盛ヲ期シ此線ヲ全國ニ蔓布セン事ヲ庶幾シ給フノ旨 勅諭有セラレ臣等愈感動ニ堪ス更ニ夙夜努力シテ此鴻業皇張ノ時ニ迫ヒテ聖恩ノ萬一ニ報セン事ヲ期スヘク候 仰キ願クハ 皇國ノ工事日月ニ盛大ヲ成シテ聖旨速カニ貫徹シ愈國益ヲ興シ愈國民ヲ利シテ 陛下ノ大功大德ヲ萬々歳ニ垂示シ給ハン事ヲ誠恐誠恐謹言

○各公使奏文之譯文

闕下ニ拜奏ス今日ノ大典ニ列セシメンタメ恭ク 陛下ノ寵呼ヲ蒙リ公使一列齊シク其譽ヲ受ル限リナシ 今此鐵道ノ首線ヲ開クノ祝典ハ美政ノ光輝ノ茲ニ發見スル所以ニシテ而カモ貴國ハ此

レヨリ駭々歩ヲ進メ昭然タル文明ノ域ニ伍列スルノ徵驗ナリ

予輩モ近年親シク見聞ヲ經且ツ歐米兩州ニ於テモ深く心意ヲ注キタル此ノ如キノ大業ヲ 陛下及諸政官ノ艱勉止ムコトナキノ偉力ヲ以テ忽チ成功ニ至ラシメタリ仍テ庶希クハ衆庶之ヨリ尙ホ幸ニ物足り性脩マリ福祿益々増進シ全國ノ威力モ其榮譽モ共ニ盛隆ノ地ニ至ラン事ヲ是各國公使一列トシテ均シク 陛下ニ切實欣希シ奉リ併セテ敬意ト賀悃ヲ呈奏スル所ナリ

○各國公使へ勅語

我國鐵道ノ首線ヲ開行スルノ日ニ方テ列國公使等齊ク來テ祝意ヲ表セラル 朕欣喜ノ至ニ堪ヘサルナリ 朕更ニ庶幾クハ自今中外人民共ニ鴻利ヲ享ケ永ク幸福ヲ保チ公使等ノ祝詞ニ負カサランコトヲ祈ル

○橫濱中外衆庶へ勅語

東京橫濱間ノ鐵道 朕親ラ開行ス自今此便利ニヨリ貿易愈繁昌庶民益富盛ニ至ラン事ヲ望ム ○橫濱在留各國商人奉祝詞

曾テ帝國ノ恩惠ヲ蒙リ其政府ノ護ヲ受ケ以テ橫濱ニ羈住スル各國人民今幸ヒ 天皇陛下照臨ノ機ニ際シ甚タ歡喜ニ堪エス殊ニ帝國史傳ニモ未タ曾テ有ラサル鴻益緊要ナル此機會ニ臨ミ衆庶ニ

代ツテ今其慶賀ヲ 陛下ニ謹言既ニ鐵道ヲ開行セシ國ニ在リ其便宜ニ因テ許多ノ利益ヲ得タリ

則チ其國繁榮ヲ生シ阻礙ヲ脱却シ之カ爲隔絶ノ地モ自カラ近隣ノ如ク從ツテ財貨ヲ起シ普ク利潤ヲ分ツノ益アリ今日右開行ノ時ニ當リ 天皇陛下親ラ照臨シ賜ヒシハ豈隆盛ナラサルヘケンヤ 天皇陛下今此規式ニ照降シ玉ヒシカハ諸民モ此大業ニ感激シ後來ノ繁榮ヲ醸成スルニ至ラン

貴國政府ノ開化タル此大業ヲ既ニ開行シ玉フ上ハ未タ其衆益便利ヲ曉知セサル者モ之カ爲メ終ニ開化ノ域ニ至リ此ノ如キ大業益廣大愈進歩セン事敢テ疑ヲ容レサルナリ 日本ト各國ノ間ニ行ハル、貿易交際モ漸ク盛ナルニ至リ國中專ラ勉勵シ平和繁榮ヲ起ス事疑ナキヲ知レハ今帝國ノ商法ヲ廣大ニ爲シ永世不拔ノ基礎ヲ立ント帝國自ラ盡力セラレン事ヲ希望ス然ルトキハ 陛下ノ權威益輝キ 貴國人民ノ安寧ヲ増シ貴國政府ト各國政府トノ友誼愈親睦廣大ナルニ至ルヘシ

天皇陛下國家ノ爲メ公工ヲ施行シ玉ヒシ嚇々タル叙慮普ク國中ニ彰明シ貴國人民モ亦深く之ヲ感佩シ其趣意ニ感激シ歡喜正ニ溢レントス外國ヨリ此景況ヲ觀ル時ハ誠ニ帝祚ノ殷富洪福ナルヲ證スルニ足ルヘシ

爰ニ此協和繁榮ノ人民ニ對シ此ノ如ク深惠ノ公工ヲ作シ玉フニヨリ 天皇陛下ノ寶壽長久繁蕃ニシテ其成果ヲ 叙覽シ賜ハラシコトヲ誠惶懇願スルヲ容シ賜フヘシ

○在横濱千八百七十二年第十月十一日

勅 答

横濱居留ノ外客ヨリ今呈奏セル趣ヲ朕聽約シテ深ク嘉悦ス 我帝國ニ住セル人ハ元ヨリ此地ニ生レ出タル者モ假ニ此地ニ寓セル者モ偶然此地ニ來會セルモ自ラ好シテ航渡セルモ保護ニ泄ニス權義ヲ失セス康福今ヨリ猶進マントス且我國歩ヲシテ文明ニ向ハセント猶斯事業ヲ盛大ニシ既ニ兩間ニ存セル和樂ノ交誼ノ永ク續カン其限リハ中外ノ人民ヲシテ治ク提擧ノ下ニ在ラシメン

○横濱人民奉祝詞

方今皇國隆運ノ勃興ニ際シ 聖德洪荒ノ表ニ治被シ當横濱ノ如キハ日ニ繁華ニ赴キ諸商モ榮昌ニ至リ且ツ郵便行ハル以來四方ノ通信自在得就中鐵道ノ成功ニ及ヒ隔地モ隣ノ如ク東京往復ハ一日數回ニ至レリ 而シテ輕重ノ運輸モ之ニ準セリ右之文明各國中ノ窳功奇機ニシテ近頃之ヲ皇國ニ傳ヘリ

其神速敏捷ニシテ貨財ヲ興シ利潤ヲ生スル誠ニ口舌ノ能ク盡セル所ニ非ス殊ニ當港ハ貿易首揚ノ地ナレハ商旅ノ者共其仁恩ヲ蒙ル亦甚タ夥シ抑モ皇國ノ開化ニ赴ケル僅カニ數年ノ前ニ基ケリ然ルニ夙クスル盛大ノ偉業ヲ開カセラレシ事既ニ各國人民モ欽稱嘆美シテ措ル所ナリ尙此上 寶

祚ノ悠久ニ從ヒ殷富洪福ノ基礎ヲ興立シ永世不拔ノ事業ヲ成就シ五洲萬國ニ卓立傑出セン事必セリ 今日ニ在テ衆庶一般將來ヲ想像シ奉リ奮激勉強セント欲ス實ニ剖判以來未曾有ノ御聖德ニシテ慶賀ニ餘リ有リ就テハ今般ノ御照臨ノ折柄 港内衆庶聊カ敬祝ノ儀ヲ表シ一同歡樂ヲ縱マ、ニシ恭シク寶祚ノ萬々歲ヲ壽シ奉リ賤民等衆庶ニ代リ謹テ祝詞ヲ奉ル恐惶恐懼謹言

京濱の開通以來、明治七年十一月には大阪神戸間、九年九月には京都まで延長した。之等は殆んど外人に依つて完成されたのであるが、十一年九月起工した京都大津間の工事は主として日本人に據つて行はれ、逢坂山トンネルの難工事を完成して十三年七月、開通式を行つた。

爾來各要地に敷設の計畫を進め東海道全線の工事に着手したのは明治十九年、そこで測量を急ぎ二十二年には完通を見るに至つた。是より先私設線では日本鐵道會社が十五年六月、川口熊谷間を、尋いで東京から前橋、高崎に、又大宮から別れて青森まで延長した。

其の後、山陽鐵道、九州鐵道會社が成立し、全國官私一千哩の祝宴を張つたのが明治二十三年、鐵道國有が斷行され明治末期には六千哩に及んだのである。とは云へ三呎六吋の狹軌で、纔かに朝鮮滿鐵の四呎八吋の廣軌とは新日本建設者の眼吼を嗤はねばならなかつた。

本邦軍靴・軍糧考

軍靴の起り

明治初年民間に行はれた「當世馬鹿の番附」に、足の痛いのを辛抱して靴を履く平民と云ふのがある。本邦に靴の輸入されたことはかなり古い話であらうが、其の製造に至つては一寸面白い挿話がある。

大村益次郎の御用商人西村勝三の談話として「日本で始めて靴を作りましたに就て、大村先生に少し關係があります。明治二年に……はつきり記憶しませぬが、或る時先生が、もう是からは兵に草鞋を穿かせるのはいけない、靴を穿かせねばならぬ。就ては歐羅巴の兵士に穿かせる靴の賣物はないかと云ふお尋ねでありました。恰度幕府で以て佛蘭西へ態々誂へた兵士の靴が横濱にありました。そこで、それでは持つて来て見せると云ふことで見本を持つて来て見せた。之はどの位あるか、二萬位ある。舊幕府のあの御維新の際だから外國人の手に在るのもあるし、方々へ

散亂して居る。それでは集めて呉れろと云ふことで私が集めて二萬足買上げた。それから私は是から兵制の改革になると、兵士に靴を穿かさねばならぬ。それでは靴の製造を始めて一儲せうと云ふ考へが其の時起つた。翌年の明治三年に靴の製造を始め、今日まで以て陸軍の靴を供給して居ります。云々」とあるが、藤田傳三郎も亦山田顯義の勸告に依り大阪で軍靴製造を始めた。

由來、民間にも漸次布給するに至つたとは云へ、明治元年、木戸孝允が濱田彦藏に靴製造の書物並に道具等を注文したことは風俗史上注目し得る。

濱田彦藏は木戸の命を受けて、職工其の他心當りを詮索し、かの英商グラバの手許から、都合五足を見本として送つたが、靴の如きものは舶來品の方が安値で「日本製は不辨利と相考候」と注告して居る。當時の相場、士官用洋銀四、五枚乃至九枚、兵卒洋銀一枚乃至三枚であつた。今参考のため、彦藏の書翰を掲出して見よう。(明治元) (一六九)

當月三日御仕出ニ相成候御懇書同十一日ニ到來紙上之趣拜讀仕候然者今般御同藩藤井様當方御出張ニ相成厚預御懇意ニ難有仕合ニ奉存上候扱者御尊君兼而思召寄之義ニ付履拵方之書物并に道具等御調度旨被ニ御申越候ニ付爰カシコ聞合見候得共何方へモ無之職方之モノ共へ問合見候處是迄之處師匠付ニ而稽古仕候而已ニ而書物見聞不仕候由今一應聞繕自然手ニ入候ハ急便ニ而

差送可申候付而者グラバ商社江幸ヒ相應之品柄手頭而已到着仕居候間取アヘズ都合五足丈爲ニ手本ニ之差送見候間御注文ニ相成候ハ隨分周旋可仕奉存上候

全體カ様之品柄ハ當方ニ而モ折節拵サセ見候得共却而西洋之方安直ニ相當殊更手際等モヨロシク旁以日本製ハ不辨利ト相考候兎モ角右手頭到着次第態々御覽被下各思召ニ相叶候ハ御注文被成候而可然奉存候尤值段合之義者番組ヲ以左ニ御知ラセ申上候且又序筆ニ而ハ御座候得共何歟ニ取紛候儘伊藤君江別紙差上不申候間乍恐御面會之可然御傳達奉願上候

先ハ右御報申上度御機嫌御伺迄如此ニ御座候 以上

履直合左之通

一貳拾番	洋銀三枚
一拾參番	同四枚五合
一拾番	同六枚
一廿一番	同一枚
一拾二番	同九枚
但拾番拾貳番拾參番	士官用

貳拾番廿一番 雜兵用

十月十五日認

城戸順一郎様

食パン軍糧

歐洲大戰の教訓から我國の軍隊に於ても、食糧の給養がかなり問題となり、パン中尉が大童に炊事係を指導した珍談がある。が、乾麺の補充が軍事上戦略戦術の立場から論ぜられるやうになつたのも、敵前に於ける炊爨が攻撃目標や兵力の多寡を偵知される最大原因とは云へ、食糧問題の喧ましい現在、栄養や衛生上、玄米パンのほやくが苦學生の賣聲を待たず、重且大なることは今更喋々する迄もない。

かの長州征伐に四境の幕軍を撃退した毛利藩が、大村益次郎や高杉晋作、山縣狂介等の先覺者に依つて洋式操練を採用し、マンテル洋襟の輕装で緋緘の鎧を着た武者人形を一蹴した話は有名であるが、所謂軍陣に於て食糧にパンを使用し、備急餅として給養して居たことは注目に價する。今適確なる史料に據つて食パン軍糧考をやつて見よう。

ヒ コ

(木戸家藏書)

陶工大賀幾助の請願書

慶應二年五月陶工大賀幾助なる者、洋製食麵麩に擬し戰爭中將士の糧食にせんと藩府の補助金を請ひ試製した備急餅こそ、今日の所謂（カステラであつたか）乾麵麩であらう。

覺

一、小麦粉 拾袋 但壹袋懸目五拾目入之分 此代銀 貳拾五匁

一、玉子拾五斤 此同六匁

一、木束七把 此同拾匁五分

一、職人下拵と焼調迄手間貳人役 此同貳拾目

六拾壹匁五分

此餅百七拾枚貳割 壹枚代銀參分六厘貳毛

右備急餅小割積前書之通御座候尤當地麥粉萩と下直候得は少々下直に出來可仕候得共凡萩物價の心得を以申出仕候 以上

御所帶方 御役人中様

大賀幾助

とあるが、藩府は御試銀として四貫目（内貳貫五百目七月五日下午渡）を支拂つた。とにかく食バ

ン製造は、中島治平なる者が大賀幾助に傳習し、燒燻を調製したことに創り、備急餅が夏でも四拾日間腐敗せず、携帶に輕便であることが立證されて軍糧に採用されたのであつた。

御願申上候事

本書申出之趣を以爲ニ試製製造被ニ仰付ニ候事御陣中兵糧夏月之儀は別而御貯六ヶ敷之所洋人と
も兵糧に相用候パントカ申候品甚辨理之由申事に付中島治平様承り合候而此度備急餅と號し製造
仕度奉存候

元來麥類を以相製候品に夏月に而も凡四十日に及不ニ相損ニ手輕物に而爲ニ試製造ニ仕度奉ニ存候
試験よろしく候而御用にも相立候儀に候へは大局をも相開度奉ニ存候燒調候ニ付竈に而先相試可
申與奉存候御費用も少々有之可ニ申候へ共終に廢物にも相成申間敷に付追而現仕詰を以御拂下被
仰付ニ候様奉ニ希上ニ候手始之上ハ申出可ニ仕候付御見分とも被ニ仰付ニ候様宜奉ニ願上ニ候 以上

寅五月

陶工 大賀幾助

御所帶方 御役人中様

之に依つて是を觀るも、長州藩が進歩開化した維新の大業もさこそであらう。

唐人お吉の珍文獻

唐人お吉で知られた下田は、幕末開港の發祥地として、ハリスの眼を思はせる紺碧の海、岩を嘯む仇浪に吉田松陰が國禁を犯して海外に渡航せんとした古蹟、辨天の島が暮れ行く松林には、ヒユツテ・クロフネの招牌が南風に翻つて居る。

伊豆の下田に長居はおよし 縞の財布が空になる

私は先頃、東京灣汽船の客となつて、唐人お吉の研究家として高名な村松春水翁の案内で下田の史蹟を探ねたのであつた。

お吉をハリスの侍妾に勤めた下田奉行支配組頭伊佐新次郎翁の子孫が、現在日本橋魚がし大誠の主人であり、ハリスを饗應した献立表など、幕末外交裏面史を語るべき資料を演繹して、大方の参考に供して見よう。

安政四年七月二十一日九ツ半頃、米國總領事タウンセンンド・ハリスはサンヤシント號で下田に入港した。入港後五日目に了仙寺で儀式的辭令が行はれ、日本料理の御馳走に與つた。が、ハリ

スは「大いに美味で清潔だ」と、おせじを日記に書いて居る。

奉行岡田備後守、支配組頭若菜三男三郎、御調役並に出役合原猪三郎等役人列座の上、賓客として總領事ハリス、通譯官ヒュースケン、船長ベル以下十名の米人を饗應したのであつた。どんな御馳走が出た？ その取合を書いて見ると、

- | | | |
|----|-----|---------------|
| 御茶 | 御菓子 | カステイラ、越の雪 |
| 御酒 | 吸物 | 茗荷、むすびいなだ |
| 小皿 | 皿 | うなぎ、長芋、生薑 |
| 吸物 | 坪 | 海老、牛蒡卵子とし |
| 皿 | 汁 | 味噌 |
| 手鹽 | 皿 | 小疊、白髪、岩芋、さんたで |
| 平 | 猪口 | 百合 |
| 皿 | 皿 | あはび水せん |
| 皿 | 皿 | |
| 皿 | 皿 | |

山海の珍味を盛つての御馳走政策は、通詞森山多吉郎同立石得十郎の兩人が斡旋した。

さて談判が始まると頗るやかましい。修好條約第十一條の見解を異にして、是非ハリスを歸米させようとしたが、いつかな肯き入れず、止むなく柿崎の玉泉寺を領事館として駐在することになった。

そこで通譯官のヘンリー・ヒューストンと亞深、亞勝、亞秋、亞樂の四支那人を引き連れて玉泉寺に入った。萬里天涯の異境、樽俎折衝も到底こんがらがって行き詰つたので、井上信濃守も中村出羽守も衆議を容れて、婦人を領事館へ送ることになった。この日米外交の舞臺面にシテとなつて現れたのが唐人お吉、ワキ師が伊佐新次郎、ハリスはツレと云つた役割を演じたのである。映畫や芝居で御馴染のお吉は、下田坂下町の船大工市兵衛の次女、姉をおもと、母はおきわと云つた。火の玉と綽名された父親の市兵衛は仕事は名人だが、大酒のみの喧嘩早いやくざ、四十そこくで中氣となり、お吉は貧乏のため向井將監の侍妾であつたおせん老婆の處へ奉公に出た。天性の麗質に奥女中式の教育を受けて磨きのかつたお吉が、重ねくの不辛から藝者に出たのは十四の春——上り下りの船頭を惱殺した有名な下田節、

おもひ出しますお吉の聲を　いその千鳥のなくねにも

明島新内のお吉として有名であつたことは、十一谷義三郎の小説「時の敗者」に詳しく描寫さ

れて居る。已に映畫やレコードで御承知のこと、思ふから、彼女の愛人であつた船大工鶴松どの情事は抜きにして、伊佐の説服に依りコンシロ通ひをすることになった。

今一人ヒューストンの洋妾お福（本名みや）は、下田の經師屋平吉の養女——數へ年十四の小娘であつたが、領事館へ手傳に來た時ヒューストンに見染められたのであつた。

ありがたいぞえ唐人さんは、一朱の女郎に二分くれた、と謳はれた如く、當時一夜四百文の相場であつた遊女が、仕度金二十五兩一年の給金百二十兩で抱えられたのだから、土地の岡焼半分の罵詈を蒙つたのも尤もだ。

當時お吉は十七歳、お福は十五、仕度金二十兩、手當金九十兩であつた。この外柿崎領事館には、小夜お松お清の三人があつた。

愛人の鶴松に名字帯刀を許してお吉と手を切らせた伊佐新次郎は、なかくの通人で、下田在勤中福泉寺に與へた一書に、

有酒相招飲　有肉相呼喚　黄泉前後人　少壯須努力　玉帶暫時花

金釵非久飾　張翁與鄭婆　一去無消息

と述懐して居る。お吉がハリスのために盡した眞實は例の牛乳一件であらう。

三世相恩の主人として仕へたお吉が、幕吏の眼を掠め病床にあつたハリスに、牛乳を勧めたことは後日發覺して問題となり、牛乳問答てなナンセンスの對話書が現存して居る位である。が、當時米三俵が六貫目であつた時に、牛乳九合八勺の代金一兩三分八十八文、世界開闢以來の高い相場であつた。其の外、領事館へ賣渡した食品は、

煮栗	三升五合	四百八十文
柿	十 九	百八文
生栗	二 升	百九十二文
保命酒	六德利	一分
同	十二德利	二分
柿	四 五	百九十二文
梨	七 五	一貫八百文
蜜柑		二百十文

と云つた相場の古文書が残つて居る。

お吉が侍妾以來、ハリスの健康はよくなり日本官吏との接觸も頗る溫和となつた。ヒュースケ

ンもお福を可愛がつて、非常にはしやぎ茶目つてばかり居る。領事館は一時に花が咲いた春の如く、生々として明るくなつた。

そこへコック長の亞深、これは小金もあり四十男の分別盛り、ハリスが侍妾を置いたので自分も安心して二十兩で柿崎綿屋の私娼おさくを請出した。ボーイの亞秋は靴を磨いたり便所を掃除したり、終日働いて給金をためる一方——亞樂は二十三の給仕、始めの内はチャン／＼と馬鹿にされて居たが、その内に土地の娘達から騒がれ相當艶聞を流した。金魚三尾を三百文で買った證文が残つて居るが、領事館は實に和氣霽々であつた。

とにかく、お吉がハリスに侍すると第一に牛乳をのませる。次に奉行所役人の噂から、日本古來の風俗習慣賣買相場など、一から十まで、白い蠟燭の火の下で保命酒を汲みながらハリスに語り聞かしたのであつた。

ヒュースケンは萬延元年十二月五日、浪士のため江戸で暗殺されたが、ハリスは文久二年五月任務を果して歸米した。お吉は二三ヶ月江戸でもハリスに侍したと云はれて居るが、其の後下田に歸り再び藝者となつた。芳紀正に廿二歳、一點の脂粉もからず洗髪へ黄楊の横櫛でお座敷を勤めて居た。

どうせしようきで世わたりあ出来ぬ まゝよ劍菱鬼殺し
 と大盃を呷り、酒亂のため屢々啖呵を切つた。妙見丸の船頭が金づくで手籠にせんとしたが、ジャブリと盃洗の水を浴びせ、「船乗りが水に怖がるとは妙だね」と、どこを吹く風かと云はぬばかりに煙草を喫して居たと云ふ。

鶴松は立派な堅氣の大工として名字帯刀を許されたが、幕府の瓦解と共に新開の横濱に出稼に行つた。そこで、はしなくも新内を流して居たお吉と一緒に居た鶴松が三十四お吉が三十一のとき大工町川岸に一家を持つた。又五郎と改名して小金も溜めたが、お吉は好きな酒が止められず、ある晩置き手紙をして流浪の旅に出た。

ハリスは名のために泣いて酒狂のお吉を捨て、鶴松は嘗て自分が女に叛いた罪を贖ふため、狂亂のお吉に自由を與へたのだ。鶴松の又五郎はその後、おさたと云ふ女と結婚したが、お吉が三度目のおひろめをした日はつくりと死んだ。

お吉は三島で藝妓をしたり、又下田に舞ひ戻つて大工町の荒木せん方で女髪結や三味線の師匠をして、口をすこして居た。が、下田俠客安太郎が出資して、安直樓と云ふ貸座敷を出した。之れが現在下田にすし兼となつて現存して居る屋臺である。

一時はかなり繁昌したが、相變らずのニヒリストで大酒のため店も疊み、又窮迫して了つた。とにかく彼の女は、瘡痂線香を肴にハリス遺愛のオランダキリコで冷酒を呷つたので、四十七の正月中氣になつて了つた。そしてお吉が唯一の財産、撫育の恩人おせん老婆から譲られた新田の屋敷を賣拂つて吉奈の温泉宿萬屋に出療治をした。が、一金六十五圓也の殘金も費消して又下田へ歸らねばならなかつた。

駕籠で行くのはお吉ぢやないか——と謳はれた彼の女も、銀鋌引戸緞子の重布圍かさねから、乞食同様な足輕草履に竹の杖で合力を乞ふ身となつた。が、あくまで氣位の高いお吉は、安直樓以來言ひ寄つた大國丸の龜吉が上白米一俵の布施も、「雀や烏にやつてくれ」と、茶刀ですたく／＼に切り放ち、往來へ撒いて了つた。

そして明治二十三年三月二十七日、ハリスの十三回忌に稻生澤川門栗の淵へ投身して數寄の一生を了つた。地藏尊側磯崎と云ふ煮賣屋で、お吉が最後の財産大枚四錢を置いて「お少ないが」と、海苔すし三つを掴み喰つたと云ふ。薄命な時の敗者？彼の女は村松春水翁の検討に依つて、慘風悲雨四十年後寶福寺の無縁佛から改葬された。——寶海院釋妙滿大姉、お吉の冤魂始めて佛果を得たのである。

吉原大門の懐古

まへがき

大門の見返り柳色あせて音もなく散る、秋葉の常夜燈を揺るがせつゝ、遊治郎の腸を斷つた土手道哲の鐘も昔を偲ぶ新内の流しも、ネオンサインの不夜城にジャズの音喧ましいトロゲンと化けて了つた。何にしる江戸といはれた時分には名物三千兩と稱せられ、吉原、魚河岸、芝居街の三ヶ所は烏カア／＼で一夜明けたら、千兩箱が動いたといふ豪勢さ——一度大門を打つにはどうしても一身代潰さねばならなかつた。

元和三年庄司甚右衛門が、幕府から公許されて遊女屋を開業してより、三百五十餘年傳統と華美を誇るヨシハラ・オイランの名は、遠く海外にまで鳴り轟いたものである。

君と寝ようか五千石とるか、何の五千石君と寝る——傾城の情艶は仙臺高尾や玉菊燈籠、或は權八小紫、籠釣瓶の芝居となり、三千歳に鈴木主水に懐かしい絃道が語り繼いでゐる。

演劇なら遠く吉原の灯入、平舞臺野面の遠見といふところ、千束町から龍泉寺邊り田甫の一廓

は「たけくらべ」の名文を繕くとして、お齒黒溝はぐろに浮き沈む華魁の年中行事も、吉原とは切つても切れぬ大門の懐古こそ三百五十餘年の情史を語る金字塔であらねばならぬ。頃日、吉原町會所に於て廓關係者と風俗研究會の同好者相會し、大門復興の下相談が行はれた。親不孝親孝行を買ひにきた筆者もその末席を汚したので、司會者の諒承を乞ひ、蒐集された史料に據つて吉原大門の懐古談を繕いてみよう。

(一) 大門の起源

吉原といふところは伏見町、江戸町(一、二丁目)七軒町、角町、揚屋町、京町(京町一丁目)、水道尻となつてゐて、大門をはいると一方口である。即ち大門が唯一の關所となつてゐた。元來、吉原はその筋から葺屋町の下地を賜つてできたもので「甚右衛門の計らひにて大門を東に構えて南に通路を開き、翌元和四年には家々建ち揃ひて營業を始むる迄になりけり。今の大門通りは即ちこの舊跡なり」と舊記にある如く、五十軒道の左右には二十軒づつ茶屋があり、その往きつくところに關門があつた。

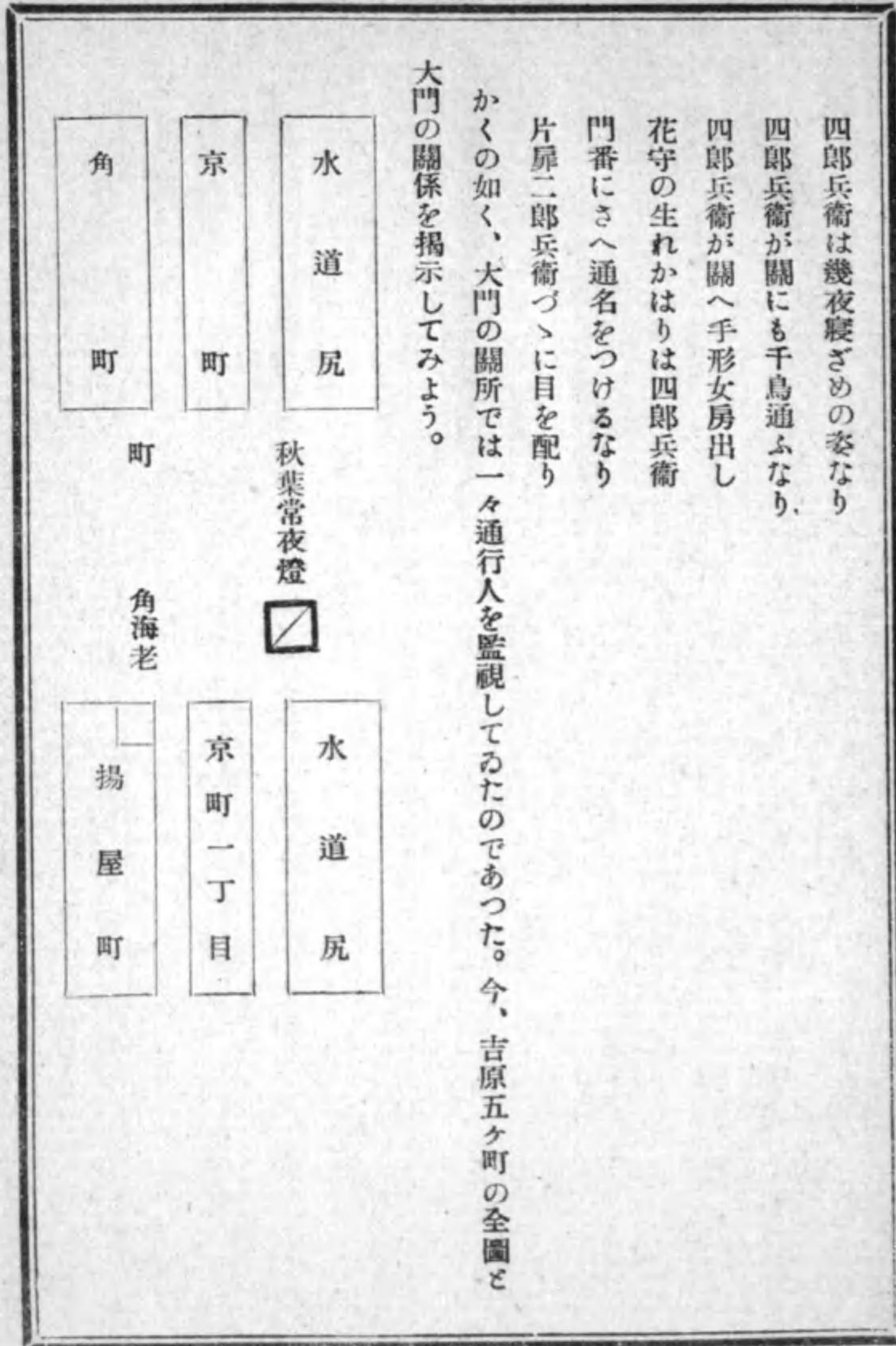
即ち吉原の入口で、そこを大門口と呼び、この關門を大門と呼んだのである。墨黒々と塗つた冠木門で鐵釘嚴めしく輝いてゐた。「大門の扉がた／＼五百兩」とか、扉を開閉する樞の金具ひち

つばが一つで二百五十兩と稱せられてゐた。
 未明にあいて夜の四つ時(十時)に鎖すのが門限で、それから後は、くゞり門から通行させた。
 大門の左側に番所があり、表は見透しに惣格子作り、廊内外を望むに便ならしめてあつた。だから、世俗に面番所と稱し、町奉行所屬の與力一同の隠密廻りを司る者が、こゝに出張して、晝夜交代取締に當つた。更に數多の岡引を土手の上下より廊内まで放つて非常を警め、取締のことに従はしめた。

面番所には町奉行の配下以外、吉原名主會所よりも大門番人を置き、出入の切手を檢閲せしめた。この番人は庄司甚右衛門に次いで名主となつた、三浦屋四郎左衛門の雇ひ人で、必ず四郎兵衛と名づけた。されば、大門のことを四郎兵衛が關と詠んで、こんな川柳點が續出した。

- 只人で無いと四郎兵衛門を打ち
- 四郎兵衛が關乗込むは醫者ばかり
- 四郎兵衛に非番をさせるきついこと
- 四郎兵衛が尻はすらりと黒い堀
- 四郎兵衛は伊賀衆と湯の見知り越

四郎兵衛は幾夜寝ざめの姿なり
 四郎兵衛が關にも千鳥通ふなり
 四郎兵衛が關へ手形女房出し
 花守の生れかはりは四郎兵衛
 門番にさへ通名をつけるなり
 片扉二郎兵衛づゝに目を配り
 かくの如く、大門の關所では一々通行人を監視してゐたのであつた。今、吉原五ヶ町の全圖と大門の關係を揭示してみよう。





(二) 大門高札の變遷

さて、賣笑公認の免許證ともいふべき、新吉原大門口の高札に就ては『武江年表』に、元祿七年十一月新吉原大門口へ高札を建てらる。正徳元年七月、所々高札改まる。新吉原大門口の高札を改めらる——。と載せ『守貞漫稿』には、『高札大門口にあり、元祿七年十一月始めて建之。正徳元年諸々高札を書改めの時、是亦改制て今に至る。蓋し元祿以前も大門口高札有之。其文

不詳』と誌し、結局、元祿以前は史實の徴すべきものがない。

市川柳影氏は風俗往來第二冊に於て、次ぎの『新吉原由緒書』のやうに、元吉原開基當時、發せられた五箇條の制禁の内、その第一條に關する條項が建札されたのであらうと卓見を述べてる。

元吉原大門口にも、端々之遊女御制禁之御高札有之、新吉原へ引越候ても大門口に御高札を御建被下候

元祿正徳兩度の高札文言は次ぎの通りであるが、傳寫と蠹魚のために、諸書字句に二三の異動があるとのことだ。

こゝでは比較的根據し得る『新吉原町由緒書』によつて掲載する。

其後元祿七年戊の十一月、川口攝津守様、能勢出雲守様御奉行職の節、御高札御建被遊下候

御 文 言 之 覺

一、此已前より制禁之通、江戸町々端々に若し遊女ばいた隠し置候は、早々番所へ可申出候。身の儘になし可遣もの也

戊 十 一 月

一、何者によらず馬乗物、醫師の外一切可_レ爲_二無用_一
附 鎗長刀門内は堅可_レ爲_二停止_一者也

戊 十 一 月

御檢使 大久保彦左衛門殿

同 中島長右衛門殿

正徳元年七月十一日 御高札御建替

御 文 言 之 覺

一、前々より禁制のごとく、江戸町中、端々に至る迄、遊女の類隠し置べからず。若し違犯之輩
あらば其所之名主五人組地主迄曲事たるべきもの也

五 月

一、醫師之外何者によらず乗物一切無用たるべし

附 鎗長刀門内へ堅停止たるべきもの也

五 月

御檢使 永井藤八郎殿

同 青柳儀右衛門殿

以後明治二年迄は、折々腐朽焼失等のため、屢々建替へられたものであらうが、その文言は一
寸も變らなかつた。たゞ、市川柳影氏の蒐集本『青樓年歴考』によれば、『延享三年 土手御高札
能勢肥後守様御小人目付衆御組同心御大工、寅六月廿八日、此時御被官御大工すみかねで御高札
の柄少しちゞめ候』とある。

明治二年四月、東京府は舊幕の町奉行に變つて高札を改めた。

御 高 札 之 寫

東京町中端々に至る迄、遊女の類隠し置べからず。若し違犯の輩あらば其所の年寄五人組地主
まで曲事たるべきもの也

明治二年四月

東京府

覺

- 一、醫師の外何者によらず乗物にて門内へ立入候儀停止の事
- 一、鐵砲其外兵器を携又は馬上にて門内へ立入候儀停止の事
- 一、刀脇差等遊興の席へ携候儀停止の事

右之條々堅可_二相守_一もの也

明治二年四月

東京府

第一札は江戸が東京に、名主が年寄に改つた以外、舊幕の傳統をそのまゝ繼承して居り、第二札とても、その第一項は江戸時代そつくりである。維新後猶ほ擾亂の靜まらなかつたためであらう。

ところが、この高札が何時撤廢されたかは興味ある問題で、高札の改まる二ヶ月前の明治二年二月十六日、新政府は市井風俗の匡正を志し、始めて賣淫取締の東京府達を發布した。それから明治五年正月二十九日、第五大區十二小區戸長へ宛て左の達しを出してゐる。

一、新吉原町遊廓門外へ揭示置候高札従前渡來候處右ハ今般廢止候事 但廓内限之規則ハ其廓ニ於テ取究メ可_二申出_一申候事

この簡單な府達では、撤廢の理由を速斷し兼るが、同年十月斷行された娼妓開放令と考へ合せてみると成程々々と首肯できよう。

因に撤廢後の事情に就ては、

吉原廓内は従前馬駕籠の乗打を許さざりしも、その規則既に失し頃日車馬奔走して道路の往反

を煩はせしが、昨二日より左の如き横板に漢字洋字兩様を認め大門前へ揭示ありたる寫し。

廓内掟

一、門内へ馬車人力車荷車駕籠とも無用之事

一、遊興之節主人へ刀脇差相預け決て其席へ携候儀無用之事

右之通取極候事

壬申三月

これは府達書の但し書で建てられたもので、解放令のごたくと共に、大門名殘の高札は遂にその姿を潜めてしまつた。

(三) 大門の通行

吉原の大門と一口にいつてしまふが、昔はさう簡單に乗込めなかつた。むづかしい考證は後廻しにして、吉原通ひといつても、現今の如く吉野町から山谷まで、チン／＼動きますの電車で手軽に行くとか、さもなくなれば、ブウ／＼の圓タクで吉原五ヶ町を我物顔に乗り廻すなど夢にもできなかつた。

先づ、淺草見付、今の淺草橋、あすこから行くと、札差で有名な藏前、おうまや川岸から駒形堂

並木、それから馬道にかゝる。土手を見て左に曲つたところが田町、その少し先に孔雀長屋といふのがあつた。長屋といへば、貧乏人の巢のやうに聞えるが、立派な引手茶屋がすらりと軒を並べてゐたのだ。馬道から土手を上ると有名な土手八丁、實際は八丁なかつたが、芝居や講談で辻斬の話はこゝが通り相場になつてゐた。

この土手八町のとつつきに、道哲といふ寺があつた。この寺から箕輪までは、兩側に金鍔屋が店を列べ、女郎買に行く途中、柳が一本風に吹かれてゐる。即ち見返り柳で、こゝをダラ／＼坂とも唄の文句にあるが、衣紋つくらふ衣紋坂ともいつた。

この坂から吉原の大門までが五十軒といつて、歌舞の菩薩の姫達の不夜國と娑婆との通路になつてゐたのだ。そして、大門をはいると一方口、どこの家でも表の出入の外は、お齒黒溝で、平生は溝巾の半分はハネ出しになつてゐて、その先の半分はハネ橋といつて、廓内に一大事が起つた時の外は、常に吊上げておき、誰の出入もさせなかつたものである。

遊女の外出は吉原開基を許可せらるゝと同時に制禁せられ、遊女の病に罹る者は廓外の醫者の許に行くか、或は樓主の別荘(寮)へ出養生することは公許された。

大門通ひの鑑札は、

一、此方支配何某店某抱へ遊女何某醫師方へ主人只今連れ罷出候由依然大門無御違可出候以上大門四郎兵衛殿
名主 何 誰 ④
本文に依れば、樓主自ら遊女を伴つて出た如くであるが、その實は遺手やてが隨行するを例とした。即ち名主は「通行切手」なるものを交附し、この切手は遊女に限らず、廓内の女子が外出する時は悉く必要とした。書法寸法も町々によつて一定しなかつたが一例を示すと、

揚屋町何番	何番
名主	女二人
焼印	

又五十軒茶屋のことを切手茶屋とも切手見世ともいつた。萍華漫筆に、「昔吉原の五十枚の通り切手といふは大門に依り外なる五十軒の引手茶屋の株切手なり」とある。尙、同書にのつてゐる慶安三年切手見世菊屋が、女中通り切手なるものを再録すれば、

御女中 六人	割 印
出入御屋舗の方にて無相違請合申候 爲後日仍如件	
正月廿六日 切手見世菊屋半兵衛印	



それからずつと降つて、安永の舊記に「五十軒の通り切手は一ヶ月一軒に付き大の月は三十枚、小の月は廿九枚づゝ大門番所四郎兵衛より割印を押したる紙を茶屋へ渡し置く」とあるも、これであらう。だから、廓内に入らんと欲する者で此の通券を要する場合には、茶屋に頼んで手に入れたことが判明する。現今、町會所に傳はつてゐる大門の印形には「取締東會所」と刻つてあるものである。(上圖)

何しろ、遊女三千と云つた時代、この位に掟が嚴重でなければ取締も出来なかつたであらう。元來、吉原の廓は一國の城になぞらへ、大門はさしづめ、城の大手門であり、お齒黒溝が濠のやうなものであつた。だから、大門口には會所があり、町奉行の手についてゐる役人が出役し、廓内の萬事を取締つたのだ。何故にかく嚴重にしたかといへば身分のある大名連がかくれ遊びをしたからで、吉原御殿とさへ稱せられてゐた。

従つて、華魁の見識も大したもので、入山形の二つ星が松の位の太夫職などといはれた所以である。徳川三百年の歴史は吉原の歴史といふも敢て過言でないほど、上は王侯より下は庶民に至るまで、江戸唯一の歡樂境、吉原は、カフェー、バー華やかな現代とは格段の相違のあつたこと

も無理からぬ。大門の通路が將軍御鷹狩の道筋になつてゐたので、その時ばかりは大門を閉ぢたが、當時行はれた川柳によつて、大門の悲喜劇を考察して見よう。

御奉行で日に千兩の門を打ち

大門を鷹もじろりと見て通り

江戸見物は大門でどなたさま

醫者の外乗打無用花のさと

御免駕中に細見讀んでゐる

すだれ越しやつばりのぞく御免駕

頭巾はかむるが下乗はさせる也

一箱の主でも駕の入れぬ所

千兩で出しになる五十間

大門の扉がたゞ五十兩

大門は片手業ではいけぬなり

蒸籠の蓋片手ではべられず

大門がしまると箱が一つ明き
 一刻の價一日門をしめ
 切手を見せて田樂を喰ひに行き
 大門の切手息子は鼻にかけ
 切手のいらぬ田樂はまづい也
 野暮らしく切手を出してぞろく
 大門へ屋形一艘立つて居る
 切手を忘れ瓦師の河岸を借り
 切手を忘れ田樂を船で食ひ
 大門を出ると思案にけつまづき
 大門をそつとのぞいて娑婆を見る
 大門は鼠木戸から女出す
 鳳凰はとざぬ門を渡る也
 大門を一合にしてふけわたり

千兩の中へ通りをすつて抜け

吉原の麻袴は泣いてゐる

最後の句は吉原の葬式を詠んだもので、上は晝来て夜歸る、中は夜来て朝歸る、下下の下の下が居續けをする——と云はれた千客萬來の大門こそ、吉原無言の詩であらう。

(四) 大門の題辭は福地櫻痴居士書

吉原大門の高札が廢毀されたことは前に述べたが、東京名所圖繪になつてゐた大門の題辭に就いては興味深い挿話がある。松竹の新井氏が懷古會の席上で述べられたものを摘記して見よう。「震災前まであつた吉原の大門柱（長さ一丈餘中二尺二寸）には、櫻痴居士の左の如き文字が記されてゐた。

右柱(表) 春夢正濃 滿街櫻雲

左柱(表) 秋信先通 兩行燈影

裏には、右柱に「明治十四年一月念二日 櫻痴居士書」左柱には、「應需鑄造 埼玉縣川口町永瀬正吉作」とあつた。

吉原の大門はもと木造であつたが、度々火災で焼けるので、當時吉原の元締をしてゐた大文字

の先代、波木井清次郎といふ人が、鑄物にしようではないかと發案し、その時分土手で野田屋といふ茶屋を開業してゐた私の祖父、新井清吉が頼まれて、親類の永瀬正吉に世話をしたのだ。門柱を書く文字を誰に願つたらよからうと擬議の結果、當時飛ぶ鳥も落す勢ひのあつた「池の端の御前」福地櫻痴居士に決定した。

櫻痴居士は「燈籠大臣」小松清治判事や「長髮將軍」こと高梨哲四郎代議士等とともに、吉原で豪遊した名士で、今尙人の噂に上つてゐる。當時、櫻痴居士は仲の町の小千代といふ藝妓に、現を抜かしてゐた。新井清吉は昔氣質の人で、大文字の主人から世話賃にながし呉れるといふのを辭退して、櫻痴居士の原稿を貰つた。——それが永瀬の子孫に傳つてゐたものである。云々」

震災に逢つて焼けた門柱の残骸は、現在吉原公園の植込の中に淋しく横はつてゐるが、今度町會所の人々によつて櫻痴居士の原本を基礎に復興されんとしてゐるのだ。

この櫻痴居士の題辭を前にして、吉原の取締連が、當局に大門復興の請願をした徑路を調査し後日の参考に供して見よう。

明治十三年十二月二日、新吉原から警視本署(今の警視廳)へ次ぎの「大門建築願」が提出されたのであつた。

大門建築願

浅草區新吉原町貸座敷行事總代理兼副元締

大野利八

同區同所

貸座敷總代

杉浦庄三郎

同斷

波木井清次郎

同區同所

引手茶屋行事總代

小細喜兵衛

右ノ者共上申仕候新吉原町里俗仲ノ町入口ニ建之レ在ル大門ノ儀ハ往古ヨリ該所景況ノ爲メ許可相成官地往來へ建設仕候慣習ニ之レ有リ然ル處該大門ハ去月中取拂候ニ付右跡へ従前ノ如ク別紙繪圖面ノ候處右ハ當署ニ於取扱候ハ穩當ナラザル様相考候條一應御協議ニ及候前條御回答ニ據リ更ニ御廳へ出願可レ爲レ致ト存候此段御照會及候也

即ち、警視本署では一先づ東京府へ書類を交付したが、府當局は詮議の結果、警視本署管掌條款第四條第二項により、處決されんことを乞ひ、折返し書類を返送してきた。そこで警視本署でも止むなく、第二課より所轄署である第五方面第四分署へ差支の有無を問ひ合せ、實地差支なしとのことで、更に、府當局の意向を訊ねて、異存無之の回答を得た。當時の東京府知事は松田道之氏であり、大警視樺山資紀が「前書之願ニ付奥印」をして大野利八外三名に許可を與へたので

あつた。

以上の書類は震災のため、烏有に歸し「自警」の編輯人市川柳影氏が、僅かに残つた筆寫より摘録されたのである。大日本名所圖繪——新吉原の條によれば、「兩柱の上より橋梁やうのものを架し上に龍宮の乙姫が玉を捧げる状なり。玉は即ち毬燈とす。總て鐵にして永瀬正吉の作に係る。明治十四年一月落成す」とある。

大門をはいる茗荷に出る生姜といはれた吉原の外装が、こゝに至つて全く成つたのだ。今當時の新聞記事を引用すれば、

新吉原の大門今度新築になる 吉原の大門は日ならずして出来上るよしなるが、その門の左右へ小判形のもものが陶器にて嵌入になり、その中に左の如き文字ありといふ。何者の好事家が題せしものによ、

春夢正濃 満街櫻雲 秋信先通 兩行燈影 (東京日日新聞二七六三號明治一四、二、二六)

東京日日は福地櫻痴居士が社長であつたため、わざと何者の好事家が題せしものによと、逃げたところが面白い。

その評判と俱に名高い新吉原の大門は、昨日再建築全く落成せるゆる、池田淺草區長が同日見

分に赴かれたり。(東京繪入新聞一七三六號明治一四、四、一)

吉原大門の開門式が明治十四年四月十日であつたことは、東洋自由新聞の發見によつて始めて知られるので、外骨翁の功績と之が考證に奔走した永見文太郎、市川柳影氏の苦心を特筆大書しなければならぬ。該新聞は西園寺陶庵公の主宰に係り、特命を以て廢刊されたことは人の知る通りである。

新吉原大門建築の事に就いては、種々の混雜ありし事は我々久しく聞及びたりしが、今度其の經費五百圓餘にて愈々一大鐵門を新造し、右の側に、春夢正濃満街櫻雲 左の側に秋信先通兩行燈影とし、裏に明治十四年一月念二日 櫻痴居士書 と筆太に彫付たるは、言はでもしるべき例の吉原社會にては池の端の殿様と稱し、我輩同業にては吾曹記者と呼做す福地源一郎氏の書にして、已に落成したれば一昨十日開門式を執行し、娼閣並びに引手茶屋一同、京町の割烹家金子樓に集會し仲の町の見番は勿論、日本橋芳町等の藝妓總揚げにて餘程盛んなる事なりし。又各出金の事に付ては茶屋一同苦情ありしも、提灯を配られたれば唯見ても居られぬとて、急に積物等をなしたりしかば、特に一層の美景を添へたりし由(東洋自由新聞一八號明治一四、四、一二)

以上貴重なる文献を再録するを得た好意を感謝しつつ、この稿を了ることにする。

昭和十五年一月三十日印刷
昭和十五年二月三日發行

「維新外史」奥付
定價 壹圓六拾錢
外地定價 一圓增

不許複製

著者 安藤 徳器

發行者 東京市神田區一ツ橋通三〇
森下才一郎

印刷者 東京市京橋區木挽町一ノ一〇
佐藤時次郎

發行所

東京・神田・一ツ橋通
敬會館
電話九段一四一五
一四一五

日本公論社
振替東京六〇七三一



日本公論社
新刊・重版書

寺島柁史著【最新刊】

寶庫千島

北邊千島の重要性が最近しきりに叫ばれては
ゐるが、然しまだ一般には謎の世界とさ
れてゐる。寶庫千島とはどんなところか？本
書こそこの千古の謎をたく鐘であり、時局下
必讀の書！（四六判美裝二八〇頁價一・六〇）

安藤徳器著【最新刊】

京劇入門

大陸で誰もが最も當惑するのは支那芝居だ。
本書は有名芝居百番の筋書を物語り、舞臺の
約束、俳優の役柄、経歴等々を一讀誰にも分
るやうに詳説した唯一の支那芝居手ほどき書
である。（四六判美裝口繪十二葉價一・六〇）

有馬頼義著 ある父と子の話 一・六〇

坪井 淳著 大別山從軍記 一・五〇

須山 卓著 亞細亞民族の研究 一・五〇

ハレット・著 崩れゆく支那 一・五〇

和田篤憲著 雲助・道中女 一・五〇

和田篤憲著 風土巡禮 二・五〇

ドストイエフスキイ著 孤兒ネルリ 一・八〇

エミール・ギヨマン著 ある百姓の生涯 一・八〇

松平道夫著 萬人のための科學史 一・五〇

権藤重義著 南洋は招く 一・五〇

いさだく文注御へ社本接直は節の切品に店書

904
42

4/13

終

